

### 第3 騒音・振動・悪臭

#### 1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

#### 2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

(平成29年3月31日現在)



資料：県環境保全課

### 3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成28年度)

地域	時間帯	内容	A類型	B類型	C類型	未指定	計	
一般地域	昼間	測定件数	40	135	49	20	244	
		達成件数	39	126	46	18	229	
		達成率(%)	97.5%	93.3%	93.9%	90.0%	93.9%	
	夜間	測定件数	7	18	8	0	33	
		達成件数	7	11	6	0	24	
		達成率(%)	100.0%	61.1%	75.0%	0.0%	72.7%	
道路に面する地域	背後地	昼間	測定件数	2	26	33	5	66
			達成件数	2	26	33	5	66
			達成率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		夜間	測定件数	1	10	16	1	28
			達成件数	1	10	13	1	25
			達成率(%)	100.0%	100.0%	81.3%	100.0%	89.3%
	道路端	昼間	測定件数	6	89	112	59	266
			達成件数	5	76	94	57	232
			達成率(%)	83.3%	85.4%	83.9%	96.6%	87.2%
		夜間	測定件数	4	41	49	3	97
			達成件数	3	29	35	3	70
			達成率(%)	75.0%	70.7%	71.4%	100.0%	72.2%

資料: 県環境保全課, 各市町

(注) 1 未指定地域は, B類型の地域として評価した。

2 昼間: 6時~22時 夜間: 22時~6時

### 4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成28年度)

環境基準の 類型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類型	5	4	4	4
B 類型	52	37	43	40
C 類型	66	47	55	49

資料: 県環境保全課

(注) 昼夜とも測定を行っている地点について整理した。



# 5 自動車騒音測定結果

(平成28年度)

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過					
1	一般国道2号	広島市広島市安芸区中野東2丁目3番	C 4 無	2.8	1.8	1.2	28.10.12~28.10.19	71	67	×	×	298	89	25.2	15.2	-
2	一般国道2号	広島市広島市安芸区中野東2丁目3番	C 4 無	90.0	-	1.2	28.10.12~28.10.19	50	46	○	○	298	89	25.2	15.2	○
3	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市広島市西区観音本町1丁目12番	C 7 有	7.5	1.8	1.2	28.10.12~28.10.19	65	63	○	○	-	-	-	-	-
4	一般国道2号 (新道)	広島市広島市南区宇品海岸3丁目8番	C 6 有	15.6	1.5	1.2	28.11.16~28.11.17	61	53	○	○	-	-	-	-	-
5	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市広島市西区己斐本町2丁目21番	C 9 有	5.8	0	1.2	28.11.21~28.11.22	69	63	○	○	-	-	-	-	-
6	一般国道31号	広島市広島市安芸区矢野西2丁目7番	B 2 無	2.8	1.0	1.2	28.11.16~28.11.17	69	66	○	×	-	-	-	-	-
7	一般国道54号 (祇園新道)	広島市広島市中区白鳥北19番	C 6 無	20.0	5.0	1.2	28.11.15~28.11.16	62	57	○	○	-	-	-	-	-
8	一般国道54号	広島市広島市安佐北区可部2丁目22番	B 3 有	4.5	0.0	1.2	28.11.8~28.11.9	55	48	○	○	-	-	-	-	-
9	一般国道54号	広島市広島市安佐北区可部4丁目24番	C 2 無	2.7	0.0	1.2	28.10.20~28.10.27	70	65	○	○	181	83	16.6	9.6	-
10	一般国道54号	広島市広島市安佐北区可部4丁目24番	C 2 無	25.0	-	1.2	28.10.20~28.10.27	50	45	○	○	181	83	16.6	9.6	○
11	一般国道54号	広島市広島市安佐北区可部3丁目19番	C 2 無	2.8	0.0	1.2	28.11.8~28.11.9	71	67	×	×	-	-	-	-	-
12	一般国道54号	広島市広島市安佐北区三入2丁目28番	B 2 無	1.0	4.0	1.2	28.11.8~28.11.9	73	69	×	×	-	-	-	-	-
13	一般国道54号	広島市広島市安佐北区大林3丁目2番	B 2 無	1.5	3.1	1.2	28.11.8~28.11.9	71	65	×	○	-	-	-	-	-
14	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市広島市安佐北区可部1丁目20番	B 2 無	19.8	6.0	1.2	28.11.10~28.11.11	66	59	×	○	-	-	-	-	-
15	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市広島市安佐北区可部5丁目8番	C 3 無	10.8	4.5	1.2	28.11.8~28.11.9	64	59	○	○	-	-	-	-	-
16	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市広島市安佐北区可部9丁目35番	B 2 無	4.3	2	1.2	28.11.10~28.11.11	69	66	○	×	-	-	-	-	-
17	一般国道183号	広島市広島市中区広瀬北町3番	C 6 無	4.3	0.0	1.2	28.11.21~28.11.22	68	64	○	○	-	-	-	-	-
18	一般国道191号	広島市広島市安佐北区安佐町飯室	B 2 無	0.0	1.2	1.2	28.11.8~28.11.9	70	64	○	○	-	-	-	-	-
19	一般国道191号	広島市広島市安佐北区安佐町飯室	B 2 無	1.0	22.8	1.2	28.11.8~28.11.9	73	67	×	×	-	-	-	-	-
20	一般国道191号	広島市広島市安佐北区可部町勝木	B 2 無	1.8	9.1	1.2	28.10.20~28.10.27	72	68	×	×	204	43	13.5	5.8	-
21	一般国道191号	広島市広島市安佐北区可部町勝木	B 2 無	30.0	-	1.2	28.10.20~28.10.27	52	48	○	○	204	43	13.5	5.8	○
22	一般国道191号	広島市広島市安佐北区可部5丁目7番	C 2 無	1.6	10.5	1.2	28.11.8~28.11.9	69	66	○	×	-	-	-	-	-
23	一般国道261号	広島市広島市安佐北区安佐町飯室	B 2 無	3.4	15.0	1.2	28.11.8~28.11.9	68	63	○	○	-	-	-	-	-
24	主要地方道矢野安浦線	広島市広島市安芸区矢野西1丁目37番	B 4 有	0.0	1.0	1.2	28.11.16~28.11.17	61	57	○	○	-	-	-	-	-
25	主要地方道広島三次線	広島市広島市南区猿橋町4番	C 2 無	3.3	0.0	1.2	28.11.15~28.11.16	65	57	○	○	-	-	-	-	-
26	主要地方道広島三次線	広島市広島市東区牛田新町4丁目8番	B 4 無	2.4	2.5	1.2	28.10.20~28.10.27	73	67	×	×	364	129	9.9	5.1	-
27	主要地方道広島三次線	広島市広島市東区牛田新町4丁目8番	B 4 無	20.0	-	1.2	28.10.20~28.10.27	57	54	○	○	364	129	9.9	5.1	○
28	主要地方道広島三次線	広島市広島市安佐北区口田南1丁目17番	B 4 有	10.5	0.0	1.2	28.11.10~28.11.11	60	52	○	○	-	-	-	-	-
29	主要地方道広島三次線	広島市広島市安佐北区上深川町	C 2 無	1.9	5.0	1.2	28.11.10~28.11.11	71	67	×	×	-	-	-	-	-
30	主要地方道広島三次線	広島市広島市安佐北区白木町三田	B 2 無	1.6	30.0	1.2	28.11.10~28.11.11	70	66	○	×	-	-	-	-	-
31	主要地方道広島豊平線	広島市広島市安佐南区沼田町伴	B 2 無	1.6	1.5	1.2	28.11.24~28.11.25	72	66	×	×	-	-	-	-	-
32	主要地方道五日市筒賀線	広島市広島市佐伯区五日市町下河内	B 2 無	0.0	4.3	1.2	28.11.21~28.11.22	71	62	×	○	-	-	-	-	-
33	主要地方道広島中島線	広島市広島市東区愛宕町9番	C 2 無	0.0	0.0	1.2	28.11.15~28.11.16	61	56	○	○	-	-	-	-	-
34	主要地方道広島中島線	広島市広島市東区馬木1丁目	B 2 無	2.8	3.0	1.2	28.11.10~28.11.11	68	64	○	○	-	-	-	-	-
35	主要地方道広島湯来線	広島市広島市西区田方2丁目30番	A 4 無	1.5	6.5	1.2	28.10.12~28.10.19	72	68	×	×	290	142	112.9	8.8	-
36	主要地方道広島湯来線	広島市広島市西区田方2丁目30番	A 4 無	40.0	-	1.2	28.10.12~28.10.19	47	45	○	○	290	142	112.9	8.8	○
37	主要地方道広島湯来線	広島市広島市西区田方2丁目2番	A 2 有	7.8	5.0	1.2	28.11.21~28.11.22	56	52	○	○	-	-	-	-	-
38	主要地方道広島湯来線	広島市広島市安佐南区沼田町伴	B 2 無	0.5	1.5	1.2	28.11.24~28.11.25	70	65	○	○	-	-	-	-	-
39	主要地方道東海田広島線	広島市広島市中区西白鳥町16番	C 4 無	5.4	2.0	1.2	28.11.15~28.11.16	70	66	○	×	-	-	-	-	-
40	主要地方道翠町仁保線	広島市広島市南区宇品東2丁目1番	B 4 無	3.7	0.0	1.2	28.11.16~28.11.17	64	58	○	○	-	-	-	-	-
41	主要地方道翠町仁保線	広島市広島市南区日宇那町5番	B 4 有	15.0	15	1.2	28.11.16~28.11.17	55	49	○	○	-	-	-	-	-
42	主要地方道翠町仁保線	広島市広島市南区仁保4丁目2番	B 5 無	3.6	2.0	1.2	28.11.16~28.11.17	68	62	○	○	-	-	-	-	-
43	安芸府中道路 (高速1号線)	広島市広島市東区温品町	A 3 有	13.5	7.0	1.2	28.11.16~28.11.17	55	46	○	○	-	-	-	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地	
					車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
																		Leq (6時 ~22時)
44	一般県道広島海田線	広島市広島市南区西蟹屋3丁目7番	C	4	無	3.5	0.0	1.2	28.11.15~ 28.11.16	69	64	○	○	-	-	-	-	-
45	一般県道南観音観音線	広島市広島市西区観音新町4丁目6番	C	2	無	4.9	25.0	1.2	28.11.16~ 28.11.17	66	55	○	○	-	-	-	-	-
46	一般県道伴広島線	広島市広島市安佐南区沼田町伴	B	4	無	2.4	8.3	1.2	28.11.24~ 28.11.25	69	64	○	○	-	-	-	-	-
47	一般県道伴広島線	広島市広島市佐伯区五日市町石内	B	2	無	2.9	6.0	1.2	28.11.21~ 28.11.22	66	58	○	○	-	-	-	-	-
48	一般県道伴広島線	広島市広島市西区天満町9番	C	2	無	0.0	0.0	1.2	28.11.21~ 28.11.22	65	59	○	○	-	-	-	-	-
49	一般県道伴広島線	広島市広島市安佐南区沼田町伴	B	2	無	0.0	3.4	1.2	28.11.24~ 28.11.25	69	65	○	○	-	-	-	-	-
50	一般県道勝木安古市線	広島市広島市安佐南区上安2丁目43番	B	2	無	1.5	0.0	1.2	28.11.10~ 28.11.11	70	66	○	×	-	-	-	-	-
51	一般県道勝木安古市線	広島市広島市安佐北区安佐町後山	B	2	無	2.1	2	1.5	28.11.10~ 28.11.11	63	54	○	○	-	-	-	-	-
52	一般県道勝木安古市線	広島市広島市安佐北区可部町勝木	B	2	無	2.9	15.0	1.2	28.11.8~ 28.11.9	63	54	○	○	-	-	-	-	-
53	一般県道八木緑井線	広島市広島市安佐南区緑井6丁目29番	C	2	無	0.0	1.7	1.2	28.11.10~ 28.11.11	70	66	○	×	-	-	-	-	-
54	一般県道原田五日市線	広島市広島市佐伯区八幡東4丁目31番	C	4	無	2.3	0.5	1.2	28.10.12~ 28.10.19	72	66	×	×	348	118	7.2	5.1	-
55	一般県道原田五日市線	広島市広島市佐伯区八幡東4丁目31番	C	4	無	25.0	-	1.2	28.10.12~ 28.10.19	55	52	○	○	348	118	7.2	5.1	○
56	一般市道駅前観音線	広島市広島市西区上天満町3番	C	4	無	5.3	0.0	1.2	28.11.21~ 28.11.22	69	64	○	○	-	-	-	-	-
57	一般市道駅前観音線	広島市広島市西区観音本町2丁目1番	C	4	無	6.0	0.0	1.2	28.11.21~ 28.11.22	68	62	○	○	-	-	-	-	-
58	一般市道西4区210号線	広島市広島市西区庚午中4丁目14番	B	4	有	10.8	5.5	1.2	28.11.16~ 28.11.17	57	52	○	○	-	-	-	-	-
59	一般市道駅前吉島線	広島市広島市南区福衙町4番	C	8	無	24.5	0.0	1.2	28.11.15~ 28.11.16	63	59	○	○	-	-	-	-	-
60	一般市道駅前吉島線	広島市広島市中区西平塚町4番	C	4	無	12.1	0.0	1.2	28.11.15~ 28.11.16	69	64	○	○	-	-	-	-	-
61	一般市道中広宇品線	広島市広島市中区広瀬町2番	B	4	無	5.1	7.4	1.2	28.11.21~ 28.11.22	68	62	○	○	-	-	-	-	-
62	一般市道中広宇品線	広島市広島市中区上機町10番	C	4	無	3.8	0.0	1.2	28.11.24~ 28.11.25	69	64	○	○	-	-	-	-	-
63	一般市道松原京橋線	広島市広島市東区上大須賀町15番	C	4	有	7.5	7.5	1.2	28.11.15~ 28.11.16	62	59	○	○	-	-	-	-	-
64	一般市道白島牛田線	広島市広島市東区牛田本町3丁目3番	C	4	無	4.5	0.0	1.2	28.11.15~ 28.11.16	65	57	○	○	-	-	-	-	-
65	一般市道安佐南3区長束八木	広島市安佐南区山本3丁目10番	C	4	無	3.5	4.0	1.2	11.10~28.11	66	61.0	○	○	-	-	-	-	-
66	国道185号線	呉市本通5丁目11番地先	C	6	無	3.0	2.5	1.2	28.12.16	67	-	○	-	411	-	17	-	-
67	県道74号線	呉市下浦刈町三之瀬361番地	B	1	無	0.0	1.0	1.2	28.12.21	58	-	○	-	14	-	0	-	-
68	国道185号線	呉市川尻町西2丁目1番地先	C	2	無	1.0	10.0	1.2	28.12.21	67	-	○	-	135	-	11.1	-	-
69	市道内海中切線	呉市安浦町内海3174-1	B	2	無	1.0	10.0	1.2	28.11.4	65	-	○	-	72	-	13.9	-	-
70	県道287号線	呉市蒲刈町宮盛1320地先	-	2	無	1.0	15.0	1.2	28.11.4	53	-	○	-	8	-	12.5	-	-
71	国道487号線	呉市音戸町畑3丁目6番地先	C	2	無	0.0	10.0	1.2	28.12.21	62	-	○	-	47	-	6.4	-	-
72	県道35号線	呉市倉橋町宇和木6409地先	B	2	無	1.5	5.0	1.2	29.1.23	60	-	○	-	34	-	8.8	-	-
73	県道大崎下島循環線	呉市豊町大長5915番地先	-	2	無	1.0	20.0	1.2	29.1.23	60	-	○	-	39	-	5.1	-	-
74	県道豊島線	呉市豊浜町豊島寺迫78番地先	-	1	無	1.0	20.0	1.2	28.12.21	53	-	○	-	12	-	8.3	-	-
75	国道185号線	呉市本通5丁目11番地先	C	6	無	12.0	3.0	1.2	28.12.21	60	-	○	-	396	-	11.6	-	○
76	国道185号線	呉市広古新開2丁目1番地先	C	6	無	7.6	30.0	2.0	28.11.29~ 28.11.30	69	62	○	○	336	50	8.8	7.5	-
77	国道31号線	呉市天応大浜3丁目2番地先	C	4	無	10.6	40.0	2.0	28.11.15~ 28.11.16	68	64	○	○	219	52	11.2	13.3	-
78	国道185号線	呉市阿賀中央6丁目2番地先	C	4	無	9.4	2.0	3.1	28.11.7~ 28.11.8	70	67	○	×	486	-	10.5	-	-
79	国道185号線	呉市安浦町中央6丁目2番地先	C	2	無	5.8	40.0	2.2	28.12.6~ 28.12.7	63	58.6	○	○	57	-	5.3	-	-
80	国道487号線	呉市警固屋6丁目4番地先	C	2	無	3.8	12.0	3.1	28.10.24~ 28.10.25	65	56.8	○	○	86	-	7	-	-
81	一般国道185号	竹原市忠海長浜2丁目1-1	C	2	無	1.9	30.3	1.2	28.12.16	69	-	○	-	100	-	9.0	-	-
82	一般国道185号	竹原市忠海長浜2丁目1-1	C	2	無	51.9	27.0	1.2	28.12.16	52	-	○	-	100	-	9.0	-	○
83	一般国道2号	竹原市田万里町1949-3	C	2	無	4.6	13.3	1.2	28.12.15	71	-	×	-	195	-	28.7	-	-
84	一般国道2号	竹原市田万里町1949-3	C	2	無	32.0	5.0	1.2	28.12.15	52	-	○	-	195	-	28.7	-	○
85	一般国道2号	竹原市西野町1950-1	C	2	無	5.3	40.5	1.2	28.12.15	73	-	×	-	197	-	35	-	-
86	一般国道2号	竹原市西野町1950-1	C	2	無	52.3	40.0	1.2	28.12.15	55	-	○	-	197	-	35	-	○
87	一般国道432号	竹原市竹原町3540-3	B	2	無	5.9	31.9	1.2	28.12.15	65	-	○	-	182	-	7.7	-	-
88	一般国道432号	竹原市竹原町3540-3	B	2	無	50.0	10.0	1.2	28.12.15	57	-	○	-	182	-	7.7	-	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 種類	車線 数	防音 壁の有 無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地
						車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
										Leq (6時 ~22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過					
89	一般国道185号	竹原市中央5丁目6-37	C	4	無	3.7	50.3	1.2	28.12.15	67	-	○	-	127	-	12.6	-	-
90	一般国道185号	竹原市中央5丁目6-37	C	4	無	28.7	40.0	1.2	28.12.15	58	-	○	-	127	-	12.6	-	○
91	一般国道432号	三原市竹原市竹原	B	2	無	3.5	16.0	1.2	28.12.15~ 28.12.16	65	57	○	○	154	43	14.9	7	-
92	一般国道432号	三原市竹原市竹原	B	2	無	53.5	8.0	1.2	28.12.15~ 28.12.16	50	44	○	○	154	43	14.9	7	○
93	一般国道486号	三原市三原市八幡町本庄1543	C	2	無	3.6	30.0	1.2	28.10.27~ 28.10.28	66	60	○	○	55	6	21.4	33.9	-
94	一般国道486号	三原市三原市八幡町本庄63	C	2	無	285.0	3.0	1.2	28.10.27~ 28.10.28	45	34	○	○	-	-	-	-	○
95	県道瀬野川福富本郷線	三原市三原市本郷町船木1538-1	C	2	無	3.5	10.0	1.2	28.10.27~ 28.10.28	68	63.0	○	○	84	9	9.3	46.1	-
96	県道瀬野川福富本郷線	三原市三原市本郷町船木1697	C	2	無	120.0	1.0	1.2	28.10.27~ 28.10.28	42	41.0	○	○	-	-	-	-	○
97	県道本郷久井線	三原市三原市高坂町真良843番地1	C	2	無	2.5	13.0	1.2	28.11.28	66	-	○	-	34	-	23.5	-	-
98	県道本郷久井線	三原市三原市高坂町真良203番地1	C	2	無	1.0	30.0	1.2	28.11.28	68	-	○	-	40	-	17.5	-	-
99	市道沼田西町79号線	三原市三原市沼田西町松江1753番地1	C	1	無	2.0	44.0	1.2	28.11.30	56	-	○	-	9	-	0	-	-
100	県道三原竹原線	三原市三原市小泉町4926番地4	C	1	無	2.0	22.0	1.2	28.11.30	64	-	○	-	59	-	1.7	-	-
101	県道東広島本郷忠海線	三原市三原市小泉町3404番地	C	2	無	1.0	30.0	1.2	28.11.30	66	-	○	-	34	-	11.8	-	-
102	一般国道185号線	三原市三原市幸崎能地6丁目13番	C	2	無	2.0	20.0	1.2	28.12.2	67	-	○	-	43	-	20.9	-	-
103	県道佐木島線	三原市三原市鷺浦町向田野浦2170番地2	C	2	無	1.0	15.0	1.2	28.12.5	48	-	○	-	3	-	0	-	-
104	県道尾道三原線	三原市三原市中之町6丁目3番	B	2	無	5.7	23.0	1.2	28.12.1	66	-	○	-	144	-	7.6	-	-
105	県道三原本郷線	三原市三原市沼田町1171番地1	C	1	無	1.0	150.0	1.2	28.11.28	62	-	○	-	24	-	0	-	-
106	県道三原大草線	三原市三原市小坂町3759番地6	C	2	無	3.0	5.0	1.2	28.11.28	65	-	○	-	42	-	9.5	-	-
107	一般国道2号線	三原市三原市長谷5丁目5番地1	C	2	無	3.0	20.0	1.2	28.12.2	75	-	×	-	254	-	33.1	-	-
108	市道本町45号線	三原市三原市本町3丁目14番16号	C	1	無	1.0	3.0	1.2	28.12.1	62	-	○	-	53	-	1.9	-	-
109	市道宮沖13号線	三原市三原市宮沖2丁目9番3号	B	2	無	2.0	2.5	1.2	28.12.2	65	-	○	-	94	-	8.5	-	-
110	一般国道2号線	三原市三原市糸崎2丁目9番43号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	28.12.1	70	-	○	-	147	-	17.0	-	-
111	一般国道2号線	三原市三原市皆実1丁目21番15号	C	2	無	4.0	10.0	1.2	28.12.2	68	-	○	-	212	-	7.1	-	-
112	県道三原竹原線	三原市三原市沼田東町七宝1288番地1	C	2	無	3.0	40.0	1.2	28.12.2	71	-	×	-	108	-	9.3	-	-
113	一般国道185号線	三原市三原市和田1丁目8番1号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	28.12.2	65	-	○	-	111	-	2.7	-	-
114	県道三原竹原線	三原市三原市小泉町4926番地1	C	2	無	3.0	45.0	1.2	28.12.2	67	-	○	-	76	-	6.6	-	-
115	一般国道185号線	三原市三原市須波西1丁目2番1号	C	2	無	5.0	20.0	1.2	28.12.2	66	-	○	-	114	-	10.5	-	-
116	県道佐木島線	三原市三原市鷺浦町須波2122番地	C	2	無	1.0	30.0	1.2	28.12.5	49	-	○	-	1	-	0	-	-
117	一般国道185号線	三原市三原市須波ハイツ1丁目5番1号	C	2	無	50.0	-	1.2	28.12.2	57	-	○	-	99	-	8.1	-	○
118	一般国道185号線	三原市三原市幸崎能地1丁目1番	C	2	無	1.0	60.0	1.2	28.12.2	68	-	○	-	68	-	11.8	-	-
119	一般国道2号線	三原市三原市木原1丁目4番1号	C	2	無	2.0	5.0	1.2	28.12.1	76	-	×	-	263	-	31.2	-	-
120	県道宇津土八幡線	三原市三原市八幡町善532番地	C	2	無	1.0	50.0	1.2	28.11.29	59	-	○	-	4	-	0	-	-
121	一般国道486号線	三原市三原市八幡町美生1242番地5	C	2	無	3.0	40.0	1.2	28.11.29	67	-	○	-	46	-	23.9	-	-
122	県道三原東城線	三原市三原市八幡町垣内601番地	C	2	無	2.0	10.0	1.2	28.11.29	69	-	○	-	53	-	7.5	-	-
123	県道本郷久井線	三原市三原市高坂町真良3234番地	C	2	無	3.0	60.0	1.2	28.11.28	70	-	○	-	49	-	18.4	-	-
124	県道本郷久井線	三原市三原市高坂町真良2158番地5	C	2	無	2.0	133.0	1.2	28.11.28	66	-	○	-	30	-	26.7	-	-
125	県道三原東城線	三原市三原市八坂町229番地	C	2	無	30.0	-	1.2	28.11.29	62	-	○	-	57	-	22.8	-	○
126	県道尾道三原線	三原市三原市中之町9丁目11番10号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	28.12.1	69	-	○	-	81	-	7.4	-	-
127	県道尾道三原線	三原市三原市深町1443番地	C	2	無	3.0	15.0	1.2	28.12.1	71	-	×	-	77	-	15.6	-	-
128	県道尾道三原線	三原市三原市中之町2丁目17番	B	2	無	4.0	100.0	1.2	28.12.1	68	-	○	-	149	-	12.8	-	-
129	高速道路山陽線	三原市三原市八幡町垣内651番地	C	4	有	30.0	-	1.2	28.11.29	58	-	○	-	418	-	33	-	○
130	県道尾道三原線	三原市三原市館町2丁目15番14号	B	2	無	4.0	10.0	1.2	28.12.1	67	-	○	-	138	-	7.2	-	-
131	市道館町9号線	三原市三原市館町1丁目3番1号	B	2	無	3.0	18.0	1.2	28.12.1	57	-	○	-	10	-	0	-	-
132	一般国道185号線	三原市三原市幸崎能地4丁目10番1号	C	2	無	2.0	10.0	1.2	28.12.2	61	-	○	-	44	-	9.1	-	-
133	一般国道2号線	三原市三原市糸崎8丁目10番1号	B	2	無	2.0	20.0	1.2	28.12.1	72	-	×	-	143	-	16.1	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準類型	車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
						車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
134	県道瀬野側福富本郷線	三原市三原市本郷町船木3105番地3	B	2	無	4.0	19.0	1.2	28.11.30	65	-	○	-	63	-	14.3	-	-
135	県道瀬野側福富本郷線	三原市三原市本郷町船木3080番地2	C	2	無	5.0	18.0	1.2	28.11.30	69	-	○	-	101	-	22.8	-	-
136	県道東広島本郷忠海線	三原市三原市本郷町上北方726番地	B	2	無	3.0	65.0	1.2	28.11.30	65	-	○	-	22	-	18.2	-	-
137	県道本郷久井線	三原市三原市本郷北2丁目8番	B	2	無	5.0	35.0	1.2	28.11.30	65	-	○	-	47	-	19.1	-	-
138	県道瀬野側福富本郷線	三原市三原市下北方1丁目14番15号	C	2	無	2.5	50.0	1.2	28.11.30	64	-	○	-	59	-	8.5	-	-
139	指導駅前愛宕線	三原市三原市本郷南6丁目21番37号	C	2	無	5.0	4.0	1.2	28.11.30	61	-	○	-	76	-	2.6	-	-
140	市道駅前惣門2号線	三原市三原市本郷南3丁目13番18号	A	2	無	1.0	10.0	1.2	28.11.30	60	-	○	-	17	-	0	-	-
141	一般国道2号線	三原市三原市本郷南1丁目11番5号	B	2	有	15.0	-	1.2	28.11.30	61	-	○	-	221	-	32.6	-	○
142	県道東広島本郷忠海線	三原市三原市本郷町南方4760番地	B	2	無	7.5	37.0	1.2	28.11.30	62	-	○	-	52	-	11.5	-	-
143	一般国道2号線	三原市三原市本郷町南方6623番地	B	4	無	3.5	70.0	1.2	28.11.30	71	-	×	-	121	-	44.6	-	-
144	県道東広島本郷忠海線	三原市三原市本郷町南方1005番地2	B	2	無	3.0	10.0	1.2	28.11.30	64	-	○	-	35	-	11.4	-	-
145	県道三原東城線	三原市三原市久井町下津1445番地2	B	2	無	45.0	-	1.2	28.11.29	50	-	○	-	64	-	7.8	-	○
146	県道三原東城線	三原市三原市久井町下津1631番地9	-	2	無	1.0	3.5	1.2	28.11.29	69	-	○	-	68	-	11.8	-	-
147	一般国道486号線	三原市三原市久井町坂井原3024番地	-	2	無	2.8	25.0	1.2	28.11.29	64	-	○	-	19	-	26.3	-	-
148	市道中野線	三原市三原市久井町山中野1337番地	-	2	無	2.5	13.0	1.2	28.11.29	66	-	×	-	24	-	25	-	-
149	県道羽和泉室町線	三原市三原市久井町和草1906番地1	-	2	無	4.0	30.0	1.2	28.11.29	58	-	○	-	13	-	15.4	-	-
150	県道三原東城線	三原市三原市久井町江木1159番地1	B	2	無	3.0	67.0	1.2	28.11.29	67	-	○	-	55	-	10.9	-	-
151	一般国道432号線	三原市三原市大和町萩原652番地7	C	2	無	5.3	20.0	1.2	28.11.28	64	-	○	-	32	-	15.6	-	-
152	一般国道432号線	三原市三原市大和町下徳良324番地	C	2	有	2.6	39.0	1.2	28.11.28	62	-	○	-	37	-	2.7	-	-
153	一般国道432号線	三原市三原市大和町和木652番地3	C	2	無	3.8	10.0	1.2	28.11.28	62	-	○	-	25	-	0	-	-
154	一般国道432号線	三原市三原市大和町和木1531番地6	B	2	無	30.0	-	1.2	28.11.28	50	-	○	-	36	-	8.3	-	○
155	一般国道436号線	三原市三原市大和町和木1523番地5	B	2	無	2.5	14.0	1.2	28.11.28	66	-	○	-	37	-	18.9	-	-
156	県道下徳良本郷線	三原市三原市大和町大草9121番地4	C	2	無	1.5	6.0	1.2	28.11.28	62	-	○	-	16	-	6.3	-	-
157	農道下徳良1号線	三原市大和町下徳良2587番地	-	2	無	5.6	19.8	1.2	28.11.28	65	-	○	-	24	-	8.3	-	-
158	県道本郷大和線	三原市大和町平坂3番55 (山地番)	-	2	無	30.0	-	1.2	28.11.28	49	-	○	-	32	-	21.9	-	○
159	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町50	C	2	無	1.0	2.6	1.2	28.12.27~29.1.18	66	57	○	○	69	17	10.1	0.0	-
160	一般県道向島循環線	尾道市向島町5581-20	C	2	無	1.0	2.0	1.2	28.12.27~29.1.18	68	61	○	○	112	16	8.0	0.0	-
161	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町三成197-1	A	2	無	0.5	10	1.2	29.1.27	70	63	○	○	73	26	19.2	3.8	-
162	国道2号	福山市東桜町	C	6	無	7.5	-	1.2	29.2.7~29.2.8	67	66	○	×	513	222	18.9	22.1	-
163	国道2号	福山市東桜町	C	6	無	51.0	-	1.2	29.2.7~29.2.8	58	58	○	×	513	222	18.9	22.1	○
164	国道486号	福山市神辺町新湯野	C	4	無	3.3	-	1.2	28.12.19~28.12.20	71	67	×	×	193	68	9.3	13.2	-
165	国道486号	福山市神辺町新湯野	C	4	無	50.0	-	1.2	28.12.19~28.12.20	56	50	○	○	193	68	9.3	13.2	○
166	国道486号	福山市御幸町上岩成	C	5	無	7.1	-	1.2	29.1.10~29.1.11	69	64	○	○	309	85	5.8	9.4	-
167	国道486号	福山市御幸町上岩成	C	5	無	112.0	-	1.2	29.1.10~29.1.11	52	46	○	○	309	85	5.8	9.4	○
168	主要地方道福山鞆線	福山市光南町	C	4	無	3.5	-	1.2	29.2.7~29.2.8	67	61	○	○	205	61	5.9	1.6	-
169	主要地方道福山鞆線	福山市光南町	C	4	無	66.0	-	1.2	29.2.7~29.2.8	50	52	○	×	205	61	5.9	1.6	○
170	県道加茂福山線	福山市御幸町下岩成	B	4	無	3.9	-	1.2	29.1.10~29.1.11	67	61	○	○	229	201	4.4	26.9	-
171	県道加茂福山線	福山市御幸町下岩成	B	4	無	51.0	-	1.2	29.1.10~29.1.11	45	42	○	○	229	201	4.4	26.9	○
172	一般国道486号	府中市篠根町	B	2	無	3.3	0.0	1.2	28.10.24~28.10.25	69	65	○	○	86	28	4.1	4.7	-
173	一般国道375号線	三次市十日市二丁目15	C	2	無	2.1	-	1.2	28.10.19~28.10.20	69	64	○	○	133	26	15.1	9.8	○
174	県道三次江津線	三次市三次町	B	2	無	6.6	-	1.2	28.10.19~28.10.20	55	47	○	○	43	6	1.2	8.3	-
175	一般国道432号	庄原市西本町2丁目20	B	2	無	5.1	-	1.2	28.10.19~28.10.20	61	52	○	○	88	4	10.2	0	-
176	一般国道432号	庄原市西本町2丁目20	B	2	無	60.0	-	1.2	28.10.19~28.10.20	46	44	○	○	88	4	10.2	0	○
177	県道庄原作木線	庄原市口和町 永田	-	2	無	2.9	-	1.2	28.10.19~28.10.20	60	45	○	○	17	0	3.1	0	-
178	県道庄原作木線	庄原市口和町 永田	-	2	無	50.0	-	1.2	28.10.19~28.10.20	42	35	○	○	17	0	3.1	0	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地
				車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時 ~22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
179	一般国道2号	大竹市西栄3丁目16	C 2 無	3.9	-	1.2	28.10.11~ 28.10.12	71	70	×	×	271	76	28.8	37.7	-
180	一般国道2号	大竹市西栄3丁目16	C 2 無	50.0	-	1.2	28.10.11~ 28.10.12	60	54	○	○	271	76	28.8	37.7	-
181	主要地方道吉舎豊栄線	東広島市豊栄町吉原 2118-3	B 2 無	1.8	20.0	1.2	28.5.12	54	-	○	-	9	-	11.11	-	-
182	一般国道375号	東広島市豊栄町飯田 816	- 2 無	1.4	14.5	1.2	28.5.12	66	-	○	-	33	-	18.18	-	-
183	主要地方道吉舎豊栄線	東広島市豊栄町清武 1094	- 2 無	1.3	8.0	1.2	28.5.12	62	-	○	-	17	-	11.76	-	-
184	主要地方道吉田豊栄線	東広島市豊栄町別府 41-3	- 2 無	1.7	35.0	1.2	28.5.12	65	-	○	-	18	-	44.44	-	-
185	一般国道375号	東広島市豊栄町鍛冶 屋437-7	B 2 無	1.1	25.0	1.2	28.5.20	67	-	○	-	61	-	13.11	-	-
186	市道鍛冶屋線	大竹市東広島市豊栄 町乃美2817-1	- 2 無	5.5	12.5	1.2	28.5.12	44	-	○	-	7	-	0	-	-
187	一般国道486号	大竹市東広島市豊栄 町安宿4025-1	- 2 無	3.8	12.5	1.2	28.5.12	56	-	○	-	17	-	5.88	-	-
188	主要地方道大和福富線	大竹市東広島市豊栄 町能良390-5	- 2 無	2.3	62.0	1.2	28.5.12	61	-	○	-	15	-	6.66	-	-
189	一般国道375号	大竹市東広島市福富 町久芳2300-1	B 2 無	2.1	10.0	1.2	28.5.20	70	-	-	-	87	-	16.09	-	-
190	一般国道375号	大竹市東広島市福富 町久芳3860-1	C 2 無	3.5	45.0	1.2	28.5.12	67	-	○	-	49	-	40.81	-	-
191	一般県道下竹仁久芳線	大竹市東広島市福富 町久芳4402-1	- 2 無	1.7	4.5	1.2	28.5.12	63	-	○	-	19	-	21.05	-	-
192	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市福富町上竹 仁168-3	- 2 無	3.3	50.0	1.2	28.5.12	65	-	○	-	24	-	12.5	-	-
193	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市福富町下竹 仁470-1	- 2 無	3.3	10.0	1.2	28.5.12	64	-	○	-	27	-	25.92	-	-
194	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市福富町下竹 仁937-2	- 2 無	2.5	50.0	1.2	28.5.12	64	-	○	-	24	-	8.33	-	-
195	一般国道375号	東広島市福富町上戸 野2502-3	- 2 無	2.5	24.0	1.2	28.5.20	66	-	○	-	104	-	11.53	-	-
196	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市河内町戸野 719-1	- 2 無	2.1	14.0	1.2	28.5.12	62	-	○	-	18	-	5.55	-	-
197	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市河内町河戸 2080-1	- 2 無	2.8	29.0	1.2	28.5.12	65	-	○	-	20	-	15.0	-	-
198	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市上河内847- 1	- 2 無	3.4	26.0	1.2	28.5.12	63	-	○	-	27	-	7.4	-	-
199	主要地方道瀬野川福富本 郷	東広島市河内町上河 内280-1	- 2 無	0.9	14.0	1.2	28.5.12	65	-	○	-	26	-	19.23	-	-
200	一般国道432号	東広島市河内町中河 内1202-2	B 2 無	1.4	4.0	1.2	28.5.12	64	-	○	-	34	-	5.88	-	-
201	一般国道432号	東広島市河内町入野 2056-1	- 2 無	4.3	17.0	1.2	28.5.20	63	-	○	-	38	-	21.05	-	-
202	主要地方道東広島本郷 線	東広島市河内町入野 2730	- 2 無	1.0	6.0	1.2	28.5.20	63	-	○	-	32	-	21.87	-	-
203	一般国道432号	東広島市河内町入野 4430	- 2 無	1.8	50.0	1.2	28.5.20	68	-	○	-	50	-	28	-	-
204	一般県道吉川大多田線	東広島市黒瀬町大多 田1131-2	- 2 無	4.5	15.0	1.2	28.5.13	65	-	○	-	42	-	23.8	-	-
205	一般国道375号	東広島市黒瀬町南方 849-8	C 2 無	3.6	15.0	1.2	28.5.13	68	-	○	-	128	-	18.0	-	-
206	一般国道375号	東広島市黒瀬町乃美 尾352-10	B 2 無	1.4	8.0	1.2	28.5.13	70	-	○	-	145	-	22.06	-	-
207	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町檜原 934-6	B 2 無	1.7	9.0	1.2	28.5.13	70	-	○	-	133	-	8.27	-	-
208	一般国道375号	東広島市黒瀬町丸山 1367	C 2 無	1.3	10.0	1.2	28.5.13	70	-	○	-	139	-	13.7	-	-
209	一般県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近 柳園735-102	- 2 無	0.3	15.0	1.2	28.5.13	67	-	○	-	44	-	11.36	-	-
210	一般県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美 尾5019	- 1 無	1.6	8.0	1.2	28.5.13	58	-	○	-	6	-	0	-	-
211	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町菅田 866	- 2 無	5	14	1.2	28.5.13	67	-	○	-	101	-	9.9	-	-
212	一般国道185号(安芸津パ イパス)	東広島市安芸津町三 津4682	B 2 無	4.3	22	1.2	28.5.13	54	-	○	-	26	-	11.53	-	-
213	主要地方道安芸津下三永 線	東広島市安芸津町三 津4953-1	B 2 無	2.1	20	1.2	28.5.13	66	-	○	-	69	-	7.24	-	-
214	主要地方道安芸津下三永 線	東広島市安芸津町三 津4401-8	B 2 無	4.9	20	1.2	28.5.13	64	-	○	-	87	-	6.89	-	-
215	一般国道185号	東広島市安芸津町三 津4090-3	C 2 無	2.9	9	1.2	28.5.13	67	-	○	-	77	-	15.58	-	-
216	一般国道185号	東広島市安芸津町木 谷392-3	C 2 無	1.2	8	1.2	28.5.13	67	-	○	-	103	-	10.67	-	-
217	一般県道内海三津線	東広島市安芸津町風 早757-2	B 2 無	1.9	5	1.2	28.5.10	67	-	○	-	50	-	12	-	-
218	一般国道185号	東広島市安芸津町小 松原391-1	C 2 無	1.2	12	1.2	28.5.13	65	-	○	-	53	-	7.54	-	-
219	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原 1398-5	- 2 無	7.7	69	1.2	28.5.20	63	-	○	-	133	-	11.27	-	-
220	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原 1349-2	- 2 無	45.1	39	1.2	28.5.20	51	-	○	-	133	-	11.27	-	○
221	一般国道375号	東広島市高屋町稲木 307	C 2 無	3.7	18	1.2	28.5.20	67	-	○	-	144	-	9.7	-	-
222	一般国道375号	東広島市高屋町稲木 307	C 2 無	51.8	55	1.2	28.5.20	54	-	○	-	144	-	9.72	-	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 種類	車線 数	防音壁の 有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地
						車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
223	主要地方道東広島本郷線	東広島市高屋町小谷3300	B	2	無	1.8	18	1.2	28.5.20	67	-	○	-	115	-	6.95	-	-
224	主要地方道東広島本郷線	東広島市高屋町小谷3300	B	2	無	19.8	16	1.2	28.5.20	57	-	○	-	115	-	6.95	-	○
225	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	-	2	無	1.7	17	1.2	28.5.12	72	-	×	-	75	-	9.33	-	-
226	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	-	2	無	26.3	12	1.2	28.5.12	58	-	○	-	75	-	9.33	-	○
227	主要地方道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B	2	無	2.7	60	1.2	28.5.12	69	-	○	-	60	-	23.3	-	-
228	主要地方道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B	2	無	35.9	31	1.2	28.5.12	59	-	○	-	60	-	23.3	-	○
229	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C	2	無	4.2	19.4	1.2	28.5.19	68	-	○	-	178	-	4.49	-	-
230	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C	2	無	11.9	19.4	1.2	28.5.19	64	-	○	-	178	-	4.49	-	○
231	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B	6	無	7.5	25	1.2	28.5.19	63	-	○	-	137	-	7.29	-	-
232	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B	6	無	22.6	22	1.2	28.5.19	58	-	○	-	137	-	7.29	-	○
233	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B	4	無	5.3	17	1.2	28.5.20	66	-	○	-	217	-	5.99	-	-
234	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B	4	無	48.4	25	1.2	28.5.20	52	-	○	-	217	-	5.99	-	○
235	一般国道375号	東広島市西条町御園宇6485-1	B	2	無	8.4	20	1.2	28.5.19	63	-	○	-	262	-	5.72	-	-
236	一般国道375号	東広島市西条町御園宇6479-9	B	2	無	32.1	5.5	1.2	28.5.19	59	-	○	-	262	-	5.72	-	○
237	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C	2	無	4.7	5	1.2	28.5.19	68	-	○	-	224	-	4.91	-	-
238	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C	2	無	30.2	5	1.2	28.5.19	53	-	○	-	224	-	4.9	-	○
239	一般国道2号(西条バイパス)	東広島市西条町御園宇725-18	B	2	有	17.6	19	1.2	28.5.19	54	-	○	-	193	-	28.5	-	-
240	一般国道2号(西条バイパス)	東広島市西条町御園宇725-20	B	2	有	33.6	9	1.2	28.5.19	53	-	○	-	193	-	28.49	-	○
241	主要地方道安芸津下三永線	東広島市三永一丁目5-23	C	4	無	6.7	37	1.2	28.5.19	59	-	○	-	77	-	7.79	-	-
242	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	-	2	無	1.8	12	1.2	28.5.13	69	-	○	-	74	-	21.6	-	-
243	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	-	2	無	17.1	6	1.2	28.5.13	60	-	○	-	74	-	21.6	-	○
244	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川239	C	2	無	1.8	6	1.2	28.5.19	66	-	○	-	45	-	13.33	-	-
245	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川239	C	2	無	31.2	7	1.2	28.5.19	50	-	○	-	45	-	13.33	-	○
246	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C	2	無	1.5	12.4	1.2	28.5.19	68	-	○	-	86	-	9.3	-	-
247	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C	2	無	44.8	29	1.2	28.5.19	49	-	○	-	86	-	9.3	-	○
248	市道八本松寺家線	東広島市八本松南五丁目5-14	A	2	無	2.5	6	1.2	28.5.19	58	-	○	-	24	-	4.2	-	-
249	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目4-19	B	2	無	1.4	15	1.2	28.5.19	71	-	×	-	167	-	9.0	-	-
250	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目5-6	B	2	無	25.9	37	1.2	28.5.19	57	-	○	-	167	-	8.98	-	○
251	主要地方道東広島向原線	東広島市八本松飯田一丁目6-9	C	2	無	8.6	49	1.2	28.5.19	66	-	○	-	139	-	22.3	-	-
252	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番16号	C	4	無	4.8	8.8	1.2	28.12.20	64	-	○	-	85	-	11.8	-	-
253	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番	C	4	無	46.4	24.3	1.2	28.12.20	54	-	○	-	85	-	11.8	-	○
254	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A	2	無	2.9	4.3	1.2	28.12.20	64	-	×	-	57	-	0	-	-
255	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A	2	無	36.3	8.5	1.2	28.12.20	49	-	○	-	57	-	0	-	○
256	一般県道廿日市港線	廿日市市串戸三丁目2番	B	4	無	4.3	7	1.2	28.12.20	73	-	×	-	319	-	14.7	-	-
257	一般県道廿日市港線	廿日市市串戸三丁目2番	B	4	無	18.7	3	1.2	28.12.20	58	-	○	-	319	-	14.7	-	○
258	一般国道2号	廿日市市本町1番10号	C	2	無	2.2	1	1.2	28.12.20~28.12.21	64	59	○	○	200	67	5.3	2	-
259	一般国道2号	廿日市市本町1番10号	C	2	無	50	6	1.2	28.12.20~28.12.21	52	50	○	○	200	67	5.3	2	○
260	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町吉田3446-1	B	2	無	1.6	17.7	1.2	28.6.2	64	-	○	-	41	-	4.9	-	-
261	一般国道54号	安芸高田市八千代町勝田1486	B	2	無	1.8	13.9	1.2	28.5.31	73	-	×	-	147	-	12.9	-	-
262	一般県道浜田八重可部線	安芸高田市八千代町上根849-1	B	2	無	1.7	11.7	1.2	28.5.31	64	-	○	-	16	-	12.5	-	-
263	一般県道浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田505	C	2	無	2.0	53.4	1.2	28.5.31	68	-	○	-	67	-	16.4	-	-
264	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町生田1836-6	-	2	無	3.2	32.5	1.2	28.6.2	60	-	○	-	11	-	18.2	-	-
265	一般国道433号	安芸高田市美土里町北2514	-	2	無	2.4	28.0	1.2	28.6.2	54	-	○	-	9	-	0.0	-	-
266	一般県道金屋壬生線	安芸高田市美土里町本郷1888	-	2	無	1.2	16.4	1.2	28.6.2	69	-	○	-	33	-	21.2	-	-
267	主要地方道甲田作木線	安芸高田市高宮町佐々部983	-	2	無	4.0	57	1.2	28.5.31	59	-	○	-	18	-	22.2	-	-

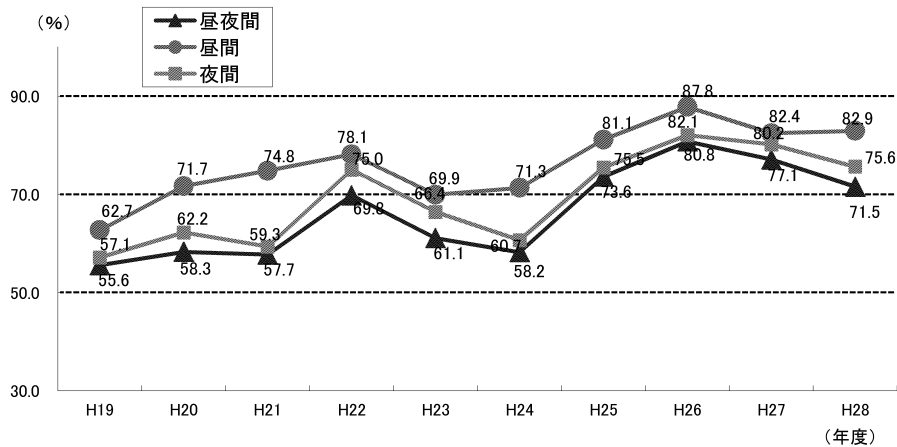
番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地		
				車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時 ~22時)	Leq (22時 ~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
268	一般県道 北船木線	安芸高田市高宮町船木81-4	-	2	無	2.6	9	1.2	28.5.31	50	-	○	-	3	-	0	-	-
269	一般県道 三次美土里線	安芸高田市高宮町原田3889	B	2	無	3.3	36	1.2	28.5.31	59	-	○	-	13	-	23.1	-	-
270	一般県道 下北甲田線	安芸高田市高宮町原田3430	B	2	無	4.6	72	1.2	28.5.31	57	-	○	-	14	-	7.1	-	-
271	主要地方道 世羅甲田線	安芸高田市甲田町高田原1440	B	2	無	1.1	8.0	1.2	28.5.31	65	-	○	-	35	-	11.4	-	-
272	主要地方道 東広島向原線	安芸高田市向原町長田2554-6	C	2	無	2.8	2.3	1.2	28.6.3	55	-	○	-	9	-	11.1	-	-
273	主要地方道 吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂1636	C	2	無	1.2	9.6	1.2	28.6.3	62	-	○	-	20	-	5	-	-
274	主要地方道 甲田作木線	安芸高田市甲田町上甲立	B	2	無	1.9	12.0	1.2	28.5.31~ 28.6.1	65	59	○	○	36	4	22.2	0	-
275	主要地方道 甲田作木線	安芸高田市甲田町上甲立	B	2	無	48.9	6.0	1.2	28.5.31~ 28.6.1	46	45	○	○	36	4	22.2	0	○
276	主要地方道 浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田	C	2	無	2.2	19.0	1.2	28.5.31~ 28.6.1	67	61	○	○	57	7	24.6	14.3	-
277	主要地方道 浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田	C	2	無	52.2	4.5	1.2	28.5.31~ 28.6.1	47	40	○	○	57	7	24.6	14.3	○
278	主要地方道 吉田邑南線	安芸高田市吉田町吉田	B	2	無	3.5	54.0	1.2	28.5.31~ 28.6.1	66	58	○	○	129	12	9.3	8.3	-
279	主要地方道 吉田邑南線	安芸高田市吉田町吉田	B	2	無	53.5	23.0	1.2	28.5.31~ 28.6.1	51	45	○	○	129	12	9.3	8.3	○
280	主要地方道 江田島大柵線	江田島市江田島町鷺部2丁目13-1	B	2	無	1.2	11.7	1.2	28.11.22	65	-	○	-	102	-	6.9	-	-
281	主要地方道 江田島大柵線	江田島市江田島町鷺部2丁目11-5	B	2	無	36.0	6.0	1.2	28.11.22	50	-	○	-	102	-	6.9	-	○
282	一般国道 487号	江田島市能美町鹿川3096-3	B	2	無	1.9	45.0	1.2	28.11.21	64	-	○	-	71	-	9.6	-	-
283	一般国道 487号	江田島市能美町鹿川3084-5	B	2	無	30.0	27.0	1.2	28.11.21	49	-	○	-	71	-	9.6	-	○
284	主要地方道 高田沖美江田線	江田島市沖美町美能937-2	B	2	無	2.9	27.8	1.2	28.11.21	50	-	○	-	6	-	0.0	-	-
285	主要地方道 高田沖美江田線	江田島市沖美町美能833	B	2	無	30.0	50.0	1.2	28.11.21	47	-	○	-	6	-	0.0	-	○
286	一般国道 487号	江田島市大柵町大君1817-49	C	2	無	3.1	10	1.2	28.11.22	67	-	○	-	104	-	9.6	-	-
287	一般国道 487号	江田島市大柵町大君1817-20	C	2	無	25.0	6	1.2	28.11.22	51	-	○	-	104	-	9.6	-	○
288	一般国道 487号	江田島市江田島町中央1丁目	B	2	無	0.7	39	1.2	28.11.21~ 28.11.22	65	57	○	○	65	5	10.7	0	-
289	一般国道 487号	江田島市江田島町中央1丁目	B	2	無	50.7	15	1.2	28.11.21~ 28.11.22	40	40	○	○	65	5	10.7	0	○
290	主要地方道 県道70号線	安芸郡府中町大須4-1-41	C	4	無	4.0	8	1.2	28.11.21~ 28.11.21	69	-	○	-	270	-	10	-	-
291	県道 東海田広島線	安芸郡府中町浜田1-1-16	B	4	無	50.0	1	1.2	28.11.21~ 28.11.21	51	-	○	-	225	-	9.3	-	-
292	一般県道 164号線	安芸郡府中町千代9-14	C	2	無	2.0	20.0	1.2	28.11.21~ 28.11.21	71	-	×	-	270	-	13.7	-	-
293	町道 本町32号線	安芸郡府中町本町4-6-5	B	2	無	50.0	10.0	1.2	28.11.21~ 28.11.21	48	-	○	-	92	-	3.3	-	-
294	一般県道 広島海田線	安芸郡府中町青崎南2-15 マツダ病院前	B	2	無	5.0	4.0	1.2	28.11.15~ 28.11.16	70	67	○	×	-	-	-	-	-
295	一般国道 2号	安芸郡海田町南堀川1-39	C	4	無	2.0	20.0	1.2	29.3.22~ 29.3.22	69	-	○	-	254	-	9.4	-	-
296	一般国道 2号	安芸郡海田町南堀川1-33-4	C	4	無	20.0	2.0	1.2	29.3.22~ 29.3.22	60	-	○	-	254	-	9.4	-	○
297	一般国道 2号	海田町曾田2-49	C	4	無	2.1	-	1.2	28.10.18~ 28.10.19	75	71	×	×	256	-	19.5	-	-
298	一般県道 矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号 (曙公園道路端)	C	2	無	10.2	2.0	1.2	28.11.16~ 28.11.17	60	61	○	○	193	69.0	20	53.2	-
299	一般県道 矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号 (曙公園道路背後地)	C	2	無	20.7	2.0	1.2	28.11.16~ 28.11.17	57	57	○	○	193	69.0	20	53.2	○
300	一般国道 31号	安芸郡海田町栄町5番16号 (ハ-ラサンタ-ロス前 道路端)	C	4	無	2.3	39.3	1.2	28.11.16~ 28.11.17	73	71	×	×	394	103	9	12.8	-
301	一般国道 31号	安芸郡海田町栄町5番16号 (ハ-ラサンタ-ロス前 道路背後地)	C	4	無	32.3	9.3	1.2	28.11.16~ 28.11.17	63	62	○	×	394	103	9	12.8	○
302	主要地方道 矢野安浦線	安芸郡熊野町中溝3丁目21番	B	2	無	20.0	-	1.2	28.11.29~ 28.11.30	52	49	○	○	-	-	-	-	○
303	主要地方道 矢野安浦線	安芸郡熊野町中溝3丁目21番	B	2	無	2.0	-	1.2	28.11.29~ 28.11.30	70	66	○	×	201	34	10.3	19.9	-
304	一般県道 瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原9丁目6441番地	B	2	無	0.0	-	1.2	28.11.29~ 28.11.30	68	62	○	○	125	19	7.1	17.6	-
305	一般国道 31号	安芸郡坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	C	2	無	1.0	-	1.2	28.10.18~ 28.10.19	73	71	×	×	318	70	12.5	19.9	-
306	一般国道 31号	安芸郡坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	C	2	無	20.0	-	1.2	28.10.18~ 28.10.19	61	58	○	○	318	70	12.5	19.9	○
307	一般国道 31号	安芸郡坂町横浜東1-21 岡公園	C	4	無	0.8	40.7	1.2	28.10.18~ 28.10.19	71	65	×	○	280	55	11.8	21.5	-
308	一般国道 31号	安芸郡坂町横浜東1-21 岡公園	C	4	無	30.0	-	1.2	28.10.18~ 28.10.19	61	55	○	○	280	55	11.8	21.5	○
309	一般国道 31号	安芸郡坂町小屋浦1-3-6西谷建工業業(株)横	B	2	無	1.0	55.0	1.2	28.10.18~ 28.10.19	73	69	×	×	250	53	10.7	17.1	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 類型	車線 数	防音壁の 有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地
						車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
310	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1-3-6西谷建工業(株)横	B	2	無	20.0	-	1.2	28.10.18~ 28.10.19	63	58	○	○	250	53	10.7	17.1	○
311	一般国道191号	山県郡安芸太田町戸河内小学校前	B	2	無	30.0	50.0	1.2	29.2.27	53	-	○	-	37	-	2.7	-	○
312	一般国道191号	山県郡安芸太田町戸河内松信園前	C	2	無	20.0	10.0	1.2	29.2.27	55	-	○	-	46	-	4.5	-	○
313	一般国道191号	山県郡安芸太田町大字津浪(ぶらっとホームつなみ)	B	2	無	10.0	20.0	1.2	29.2.27	60	-	○	-	44	-	6.8	-	-
314	一般国道191号	山県郡安芸太田町大字上殿(太田川森林組合前)	C	2	無	5.0	30.0	1.2	29.2.27	62	-	○	-	41	-	2.5	-	-
315	一般国道261号	山県郡北広島町春木エトセトラ横	C	2	無	3.0	12.0	1.2	28.10.26	71	64	×	○	105	30	17.1	3.3	-
316	主要地方道千代田八千代線	山県郡北広島町南方元千代田工業倉庫横	-	2	無	2.0	8.0	1.2	28.10.24	66	-	○	-	25	-	12	-	-
317	一般国道261号線	山県郡北広島町本地地総合センター	-	2	無	3.0	30.0	1.2	28.10.26	68	63	○	○	83	18	15.7	5.6	-
318	一般国道261号線	山県郡北広島町春木	B	2	無	2.0	5.0	1.2	28.10.26	70	65	○	○	98	24	15.3	12.5	-
319	主要地方道千代田八千代線	山県郡北広島町南方額田部会館横	-	2	無	1.0	5.0	1.2	28.10.24	66	-	○	-	30	-	16.7	-	-
320	一般県道316号都志見千代田線	山県郡北広島町今田千代田病院前	B	2	無	3.0	20.0	1.2	28.10.26	58	-	○	-	17	-	0	-	-
321	一般国道433号線	山県郡北広島町舞綱大田鋳造所前	-	2	無	1.0	15.0	1.2	28.10.24	64	57	○	○	30	3	13.3	0	-
322	一般県道307号八幡雲耕線	山県郡北広島町東八幡原八幡郵便局・消防屯所前	-	2	無	1.5	1.5	1.2	28.10.13	57	-	○	-	10	-	20	-	-
323	一般国道186号線	山県郡北広島町大元雄産原小学校前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	28.10.13	68	-	○	-	38	-	13.1	-	-
324	一般国道186号線	山県郡北広島町荒神原荒神センター前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	28.10.13	67	-	○	-	22	-	18.1	-	-
325	一般国道186号線	山県郡北広島町川小田芸北郵便局前	-	2	無	1.5	20.0	1.2	28.10.13	66	-	○	-	22	-	18.1	-	-
326	一般国道186号線	山県郡北広島町川小田近藤商店前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	28.10.13	67	-	○	-	23	-	17.3	-	-
327	一般国道186号線	山県郡北広島町細見三叉路	-	2	無	1.5	7.0	1.2	28.10.13	66	-	○	-	25	-	36.0	-	-
328	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町移原役場美和出張所前	-	2	無	1.5	20.0	1.2	28.10.13	64	-	○	-	9	-	55.0	-	-
329	主要地方道浜田八重可部線	山県郡北広島町大朝松尾住宅産下	-	2	無	2.0	50.0	1.5	28.10.14	68	-	○	-	44	-	4.5	-	-
330	一般国道261号線	山県郡北広島町大朝嶋滝	-	2	無	10.0	50.0	1.5	28.10.14	67	-	○	-	44	-	15.9	-	-
331	一般国道433号線	山県郡北広島町下石610-4	-	2	無	5.0	3.0	1.5	28.10.20	65	-	○	-	22	-	13.6	-	-
332	一般県道313号烏帽子中原線	山県郡北広島町西宗1087-4	-	2	無	5.0	100.0	1.5	28.10.20	52	-	○	-	3	-	0.0	-	-
333	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町都志見4857-2	-	2	無	5.0	80.0	1.5	28.10.20	61	-	○	-	43	-	6.9	-	-
334	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町阿坂4435-5	-	2	無	5.0	3.0	1.5	28.10.20	51	-	○	-	4	-	0.0	-	-
335	一般県道314号七曲千代田線	山県郡北広島町吉木1600	-	2	無	5.0	50.0	1.5	28.10.20	55	-	○	-	4	-	0.0	-	-
336	一般県道301号澄合豊平線	山県郡北広島町長笹1562-2	-	2	無	5.0	100.0	1.5	28.10.20	60	-	○	-	4	-	25.0	-	-
337	一般県道313号烏帽子中原線	山県郡北広島町阿坂1893-2	-	2	無	5.0	5.0	1.5	28.10.20	64	-	○	-	44	-	9.1	-	-

資料：県環境保全課、各市町  
B類型の地域として評価した。  
~22時 夜間:22時~6時



## 6 自動車騒音環境基準達成状況の経年変化



## 7 道路交通振動測定結果

(平成28年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
					車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
								(7時~19時)	(19~7時)	○要請限度以下 ×要請限度超過	○要請限度以下 ×要請限度超過		
1	一般国道2号	広島市広島市安芸区中野東2丁目3番	第2種	4	2.8	1.8	28.10.12~28.10.13	47	42	○	○	298	89
2	一般国道54号	広島市広島市安佐北区可部4丁目24番	第2種	2	2.7	0.0	28.10.24~28.10.25	34	26	○	○	181	83
3	一般国道191号	広島市広島市安佐北区可部町勝木	第1種	2	1.8	9.1	28.10.25~28.10.26	41	30	○	○	204	43
4	主要地方道広島三次線	広島市広島市東区牛田新町4丁目8番	第1種	4	2.4	2.5	28.10.25~28.10.26	39	30	○	○	364	129
5	主要地方道広島湯来線	広島市広島市西区田方2丁目30番	第1種	4	1.5	6.5	28.10.12~28.10.13	32	26	○	○	290	142
6	一般県道原田五日市線	広島市広島市佐伯区八幡東4丁目31番	第2種	6	2.3	0.5	28.10.13~28.10.14	46	39	○	○	348	118
7	一般国道31号線	呉市天応大浜3丁目2番地先	第1種	4	0.4	36.0	28.11.29~28.11.30	38	29	○	○	366	116
8	一般国道185号線	呉市広古新開2丁目1番地先	第2種	6	0.8	30.0	28.11.15~28.11.16	42	34	○	○	224	102
9	一般国道2号	尾道市久保三丁目2-8	第2種	2	1.0	17.0	28.12.15~28.12.20	44	28	○	○	150	30
10	一般国道2号(尾道バイパス)	尾道市栗原町3238-1	第1種	4	1.0	14.5	29.1.27	45	42	○	○	396	110
11	国道2号	福山市東桜町	第2種	6	7.5	-	29.2.7~29.2.8	51	51	○	○	513	222
12	国道486号	福山市神辺町新湯野	第2種	4	3.3	-	28.12.19~28.12.20	38	30	○	○	193	68
13	国道486号	福山市御幸町上岩成	第2種	5	7.1	-	29.1.10~29.1.11	45	39	○	○	309	85
14	一般国道31号	安芸郡坂町北新地一丁目2番(坂町立北新地運動公園前)	第2種	2	1.0	-	28.10.18~28.10.18	45	37	○	○	332	138
15	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東一丁目21番(岡公園前)	第2種	4	0.8	40.7	28.10.18~28.10.18	49	39	○	○	294	116
16	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号[西谷建工業業(株)前]	第1種	2	1.0	55.0	28.10.18~28.10.18	51	42	○	○	264	104

資料:各市町

## 8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(平成27年度)

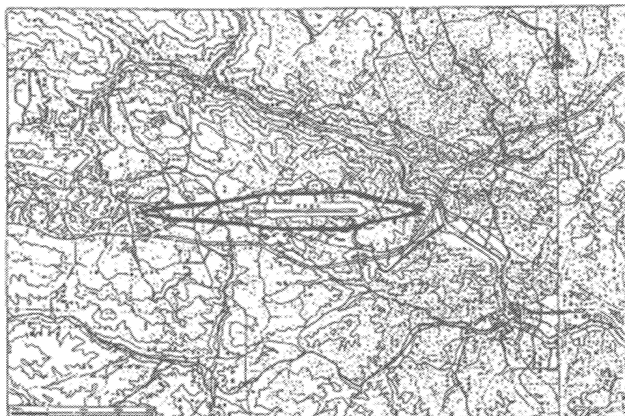
番号	市町	対象路線	区間延長 距離 (km)	評価対象 戸数	環境基準達成状況 (注)			
					昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
1	広島市	国道2号線, 国道54号線他	587.7	118,876	113,163	1,685	575	3,453
					95.2%	1.4%	0.5%	2.9%
2	呉市	国道31号線, 国道185号線他	59.1	14,857	14,534	21	148	154
					97.8%	0.1%	1.0%	1.0%
3	竹原市	国道2号線, 国道432号線, 主要地方道東広島本郷忠海線, 主要地方道三原竹原線他	38.2	2,101	1,956	64	28	53
					93.1%	3.0%	1.3%	2.5%
4	三原市	国道2号線 主要地方道尾道三原線他	219.0	7,326	6,944	234	18	130
					94.8%	3.2%	0.2%	1.8%
5	尾道市	国道2号線, 尾道バイパス, 国道184号線, 国道317号線, 主要地方道尾道三原線他	150.2	8,702	8,182	3	125	392
					94.0%	0.0%	1.4%	4.5%
6	福山市	国道2号線, 国道182号線他	97.3	13,964	12,673	434	193	664
					90.8%	3.1%	1.4%	4.8%
7	府中市	国道432号線, 国道486号線他	61.5	2,066	2,009	26	0	31
					97.2%	1.3%	0.0%	1.5%
8	三次市	中国自動車道, 国道54号線, 国道183号線他	79.3	1,897	1,892	0	4	1
					99.7%	0.0%	0.2%	0.1%
9	庄原市	中国自動車道, 国道183号線, 一般県道三原東城線他	155.7	2,393	2,393	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	大竹市	国道2号線, 国道186号線他	43.3	2,572	2,222	87	14	249
					86.4%	3.4%	0.5%	9.7%
11	東広島市	国道2号線, 185号線, 375号線, 主要地方道矢野安浦線, 主要地方道東広島本郷忠海線他	163.9	10,971	10,591	79	135	166
					96.5%	0.7%	1.2%	1.5%
12	廿日市市	国道2号線, 西広島バイパス	25.3	3,128	2,466	268	71	323
					78.8%	8.6%	2.3%	10.3%
13	安芸高田市	中国自動車道, 国道54号線, 主要地方道広島三次線他	69.4	1,591	1,427	30	0	134
					89.7%	1.9%	0.0%	8.4%
14	江田島市	国道487号線他	59.1	3,478	3,478	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	府中町	一般県道広島海田線, 一般県道府中祇園線, 主要地方道東海田広島線	2.8	1,017	973	19	0	25
					95.7%	1.9%	0.0%	2.5%
16	海田町	国道2号線, 国道31号線, 一般県道矢野海田線	5.8	1,761	1,593	49	0	119
					90.5%	2.8%	0.0%	6.8%
17	熊野町	主要地方道矢野安浦線, 一般県道瀬野呉線	8.0	624	616	0	0	8
					98.7%	0.0%	0.0%	1.3%
18	坂町	国道31号線	7.2	527	453	27	0	47
					86.0%	5.1%	0.0%	8.9%
合計	14市4町	—	1,832.8	197,851	187,565	3,026	1,311	5,949
					94.8%	1.5%	0.7%	3.0%

資料：県環境保全課、各市

(注) 上段：基準達成戸数、下段：基準達成戸数割合

## 9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島空港)



資料：県環境保全課

凡例  航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型II)

## 10 航空機騒音短期測定結果

### (1) 広島空港

番号	測定場所	L <sub>den</sub> (時間帯補正等価騒音レベル)		
		28年度		
		9~10月調査	1月調査	通年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	45.6	50.3	48.6
2	" " " 杣木地区	52.8	52.8	52.8
3	" " " 有田峰団地	51.1	51.8	51.5
4	" " " 有田陰地地区	48.0	49.8	49.0
5	" " " 徳広地区	49.7	49.8	49.8
6	" " " 栃木地区	46.3	49.4	48.1
7	" " " 中倉地区	43.8	46.3	45.2
8	" " " 木梨地区	33.5	45.4	42.7
9	" " " 大内原地区	43.4	49.0	47.0
10	" " " 大仙地区	39.5	50.3	47.6
13	三原市本郷町善入寺 本谷地区	38.2	45.7	43.4
14	" " 船木 平坂地区	50.5	49.1	49.9
15	" " " 菅地区	49.4	49.5	49.5
16	" " " 亀津地区	50.1	48.3	49.3
17	" " " 金売地区	52.2	49.9	51.2
18	" " " 川西下地区	49.8	49.1	49.5
19	" " " 片側東地区	50.8	50.1	50.5
20	" " " 兼広地区	52.2	49.6	51.1
21	" " " 下中筋下地区	50.1	47.6	49.0
22	" " " 中ノ谷地区	50.6	51.1	50.9

資料：県空港振興課

### (2) 広島ヘリポート

番号	測定場所	L <sub>den</sub> (時間帯補正等価騒音レベル)		
		28年度		
		9月調査	12月調査	通年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	50.7	51.4	51
2	" " " 三丁目8番	35.0	42.8	41
3	" " 南観音五丁目13番	44.5	48.0	47
4	" " " 四丁目13番	44.1	44.1	44
5	" " " 二丁目9番	32.2	38.7	37
6	" " 観音新町一丁目11番	32.4	40.4	38
7	" " " 四丁目8番	52.4	53.4	53
8	" " " 四丁目12番	39.9	47.4	45
9	" " 扇町一丁目1番	43.8	43.4	44

資料：広島市

## 11 航空機騒音常時測定結果

### 広島空港

番号	測定場所	L <sub>den</sub> (時間帯補正等価騒音レベル)
		28年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	55.7
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	52.4
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	50.6
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	53.0
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	50.4

資料 県環境保全課

## 12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

## 13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成28年度)

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ(m)	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル(dB)						振動レベル(dB)			列車速度(km/時)	測定列車本数	
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m			50m
							1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H29.1.4	74	72			69
2	広島市西区横川新町（太田川河川敷）	I	PC桁	18.4	有	H29.1.5	62	63	62	61				47	44	162	30	
3	広島市中区西白鳥町	I	合成桁	15.0	有	H29.1.6	78	73	67	62				44	42	110	24	
4	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	H28.11.8		77								289	20	
5	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	H28.11.8		74								291	20	
6	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	H28.11.10		74								286	20	
7	三原市長谷一丁目19番	II	高架	3.0	有	H28.11.10		72								272	20	
8	福山市山手町	I	高架	11.4	有	H28.5.17		72	71					49	48	259	23	
9	福山市東深津町三丁目2付近	II	高架	14.5	有	H28.11.8		70	68					50	46	246	20	
10	福山市引野町二丁目7-24付近	I	高架	16.4	有	H28.11.1		73	70					49	48	222	22	
11	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	H28.11.26		67	62					46	37	169	20	

各市町調べ

- (注) 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。  
 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。  
 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。  
 4 騒音レベルの欄中\*印は、環境基準を超えているものを示す。  
 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

## 14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

### 15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

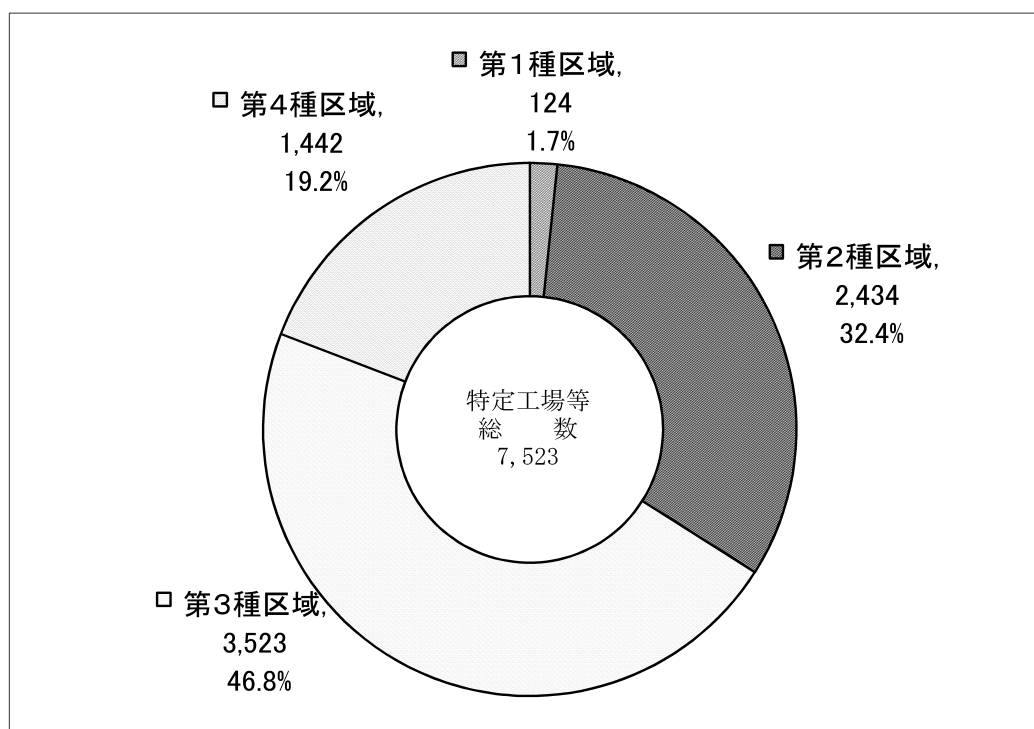
(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

### 16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

### 17 騒音規制区域別の特定工場等数

(平成29年度)



## 18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(平成29年3月31日現在)

区分	特 定 施 設																											合 計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)
	騒音規制法													生活環境保全条例																
	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	土 石 用 破 砕 機 等	織 機	建設用資材製造機械	穀 物 用 製 粉 機	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機	射 合 成 樹 形 脂 機	鋳 造 機	計	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	フ ロ ン ク ク リ マ シ ン ト	木 材 加 工 機 械	ダ イ カ ス ト マ シ ン	オ シ レ ー ト コ ン ベ ア	電 動 機	計										
合計	7,406	21,266	1,153	1,053	138	402	3,887	23	1,602	1,375	192	38,497	16,619	7,737	135	5,934	223	140	544	31,332	69,829	7,524	100.0							
広島	2,440	7,231	241	56	40	11	1,079	0	956	389	68	12,511	5,846	3,421	37	2,096	101	117	120	11,738	24,249	2,935	39.0							
広島西	152	1,687	58	0	8	1	305	6	77	65	0	2,359	221	218	6	181	0	0	1	627	2,986	272	3.6							
呉	1,174	2,366	164	52	19	2	336	17	145	133	5	4,413	3,356	690	12	295	11	5	149	4,518	8,931	837	11.1							
芸北	160	177	3	0	1	0	17	0	0	34	68	460	59	126	3	20	13	0	0	221	681	109	1.4							
広島中央	583	1,829	69	0	9	8	124	0	42	316	1	2,981	1,631	570	1	101	0	0	3	2,306	5,287	324	4.3							
尾三	919	2,173	166	92	24	4	398	0	97	144	11	4,028	1,645	820	22	458	37	0	17	2,999	7,027	965	12.8							
福山・府中	1,639	5,459	426	853	27	376	1,405	0	226	211	24	10,646	3,336	1,724	48	2,547	16	18	246	7,935	18,581	1,794	23.8							
備北	339	344	26	0	10	0	223	0	59	83	15	1,099	525	168	6	236	45	0	8	988	2,087	288	3.8							

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。  
 2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。  
 3 区分は広域行政区画による。

## 19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成28年度)

区 分	合 計	構成比 (%)	作 業 用 打 機 等 を 使 用 す る	作 業 用 打 機 を 使 用 す る	業 者 が 岩 機 を 使 用 す る	作 業 用 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る	等 を 設 け て 行 う 作 業	作 業 用 バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る	使 用 す る 作 業	用 す る 作 業
合計	1,341	100.0	168	0	990	98	2	79	0	4
広島	775	57.8	115	0	583	45	1	29	0	2
広島西	59	4.4	3	0	48	6	0	2	0	0
呉	81	6.0	4	0	73	3	0	1	0	0
芸北	8	0.6	0	0	2	3	0	3	0	0
広島中央	70	5.2	13	0	26	17	0	14	0	0
尾三	122	9.1	4	0	87	10	0	19	0	2
福山・府中	206	15.4	29	0	163	8	1	5	0	0
備北	20	1.5	0	0	8	6	0	6	0	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政区画による。

## 20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成28年度)

区 分	対象数	立 入 件 数					計 画 変 更 勧 告	改 善 勧 告	改 善 命 令
		件 数	騒音測定						
			件 数	基 準 適 合 数	基 準 不 適 合 数				
法	特定工場等	5,104	61	37	30	7	0	0	0
	特定建設作業	1,341	53	47	46	1	0	0	0
条例	特定工場等	4,750	50	33	30	3	0	0	0

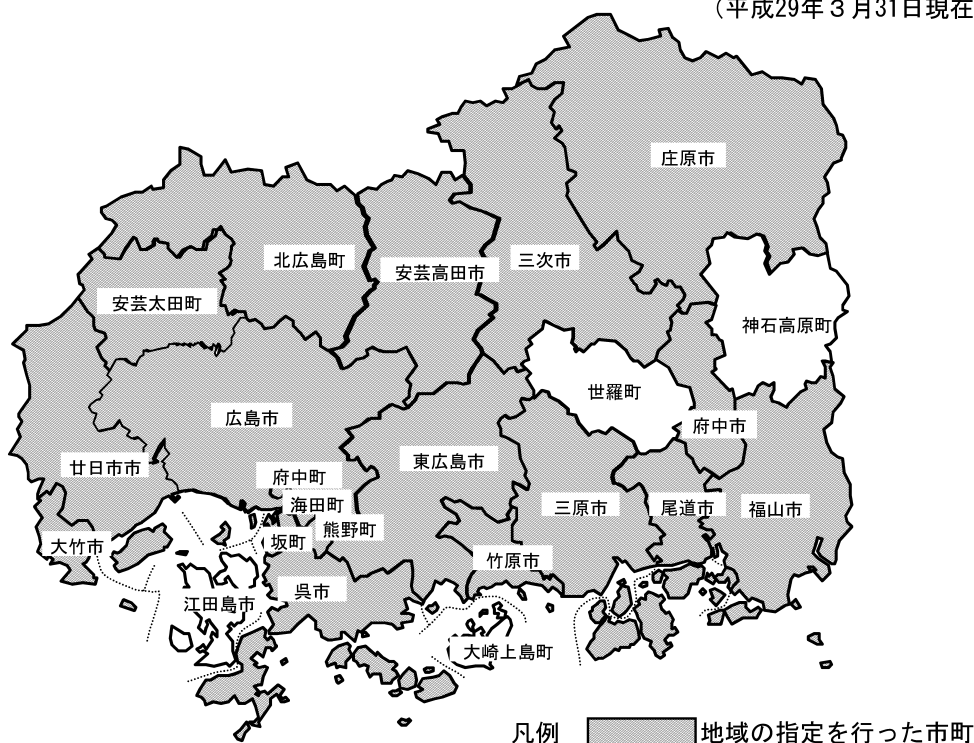
資料：県環境保全課

## 21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域

## 22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成29年3月31日現在)



資料：県環境保全課

## 23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

## 24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域 第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	禁止

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

## 25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成29年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,674	804 ( 30.1% )	1,870 ( 69.9% )

資料：県環境保全課

## 26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成28年度)

区分	合計	構成比 (%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	ロクツクマリシート等	木材加工機械	印刷機	ゴム練用ローラー機等	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機
合計	14,359	100.0	6,025	4,531	774	786	52	164	651	158	1,085	133
広島	4,674	32.6	2,267	1,354	236	30	11	31	325	48	340	32
広島西	539	3.8	113	276	26	0	6	27	39	0	44	8
呉	1,850	12.9	834	629	155	0	0	7	62	0	139	24
芸北	251	1.7	173	64	4	0	1	6	1	1	1	0
広島中央	1,121	7.8	398	452	84	0	1	5	26	6	149	0
尾三	1,290	9.0	336	570	115	49	18	7	34	4	153	4
福山・府中	4,007	27.9	1,590	1,051	139	707	13	45	122	99	176	65
備北	627	4.4	314	135	15	0	2	36	42	0	83	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

## 27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成28年度)

区分	合計	構成比 (%)	作業用打撃機等	鋼球破壊機	舗装機	作業用ブレーカー
合計	881	100.0	170	1	12	698
広島	533	60.5	120	1	12	400
広島西	37	4.2	2	0	0	35
呉	51	5.8	7	0	0	44
芸北	9	1.0	4	0	0	5
広島中央	38	4.3	12	0	0	26
尾三	63	7.2	2	0	0	61
福山・府中	139	15.8	23	0	0	116
備北	11	1.2	0	0	0	11

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

## 28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成28年度)

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令
		件数	振動測定		基準適合数			
件数	基準適合数		基準不適合数					
特定工場等	2,674	23	16	16	0	0	0	0
特定建設作業	881	26	25	25	0	0	0	0

資料：県環境保全課

## 29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成29年3月31日現在)

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、北広島町、世羅町、禰石高原町	全域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	



30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要												
		特定悪臭物質	規制基準設定の有無											
	敷地境界線		気体排出施設 排出口	排水水										
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制	硫化水素	◎	◎	◎									
		アンモニア、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	◎	◎										
		メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル	◎		◎									
		アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	◎											
	臭気指数規制		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">規制基準設定の有無</th> </tr> <tr> <th>敷地境界線</th> <th>気体排出施設 排出口</th> <th>排水水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>			規制基準設定の有無			敷地境界線	気体排出施設 排出口	排水水	◎	◎	◎
規制基準設定の有無														
敷地境界線	気体排出施設 排出口	排水水												
◎	◎	◎												
生活環境保全条例	指定施設について規制	施設の名称												
		動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設												

(注) ◎：規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成29年3月31日現在)

区分	特定施設数									特定事業場数
	合計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料調理施設	鶏ふん乾燥施設	
合計	572	100.0	19	16	6	426	8	9	88	572
広島	72	12.6	15	15	3	19	0	0	20	72
広島西	2	0.3	1	0	1	0	0	0	0	2
呉	28	4.9	1	1	1	16	0	7	2	28
芸北	31	5.4	0	0	0	22	3	1	5	31
広島中央	26	4.5	0	0	0	24	0	0	2	26
尾三	327	57.2	0	0	0	288	3	0	36	327
福山・府中	21	3.7	1	0	1	12	2	1	4	21
備北	65	11.4	1	0	0	45	0	0	19	65

資料：県環境保全課

(注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。  
2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成28年度)

件数	悪臭測定		立入検査	改善勧告	改善命令
	基準適合数	基準不適合数			
130	98	28	144	0	0

資料：県環境保全課

## 第4 化学物質

### 1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

#### (1) 大気基準適用施設 (平成29年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	焼結鉱製造用焼結炉	6	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	6	0	0
5	廃棄物焼却炉	224	5	11
合 計		236	5	11

資料：県環境保全課，広島市，福山市，呉市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

#### (2) 水質基準対象施設 (平成29年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	パルプ製造用漂白施設	2	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	63	1	2
16	PCBの処理施設	1	0	1
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	0	0
18	下水道終末処理施設	6	0	0
19	事業場の排水処理施設	1	0	0
合 計		77	1	3

資料：県環境保全課，広島市，福山市，呉市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

### 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

(平成28年度)

区 分	大気関係	水質関係	総 計
特定事業場数	178	49	227
特定施設数	239	81	320
立入検査実施施設数	88	21	109
行政検査件数	15	1	16
行政指導	47	4	51
改善命令	0	0	0
一時停止命令	0	0	0

資料：県環境保全課・広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市・東広島市・大崎上島町

### 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

#### (1) 大気基準適用施設（排出ガス）

（平成29年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数※	自主測定報告施設数	基準適合事業場数	未報告施設数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
焼結鉱製造用焼結炉	2	6	4	4	4	0
アルミニウム合金製造施設	2	6	6	6	6	0
廃棄物焼却炉	171	224	181	174	174	7
合計	175	236	191	184	184	7

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

#### (2) 水質基準対象施設（排水）

（平成29年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数※	自主測定報告事業場数	基準適合事業場数	未報告事業場数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
パルプ製造用漂白施設	1	2	2	2	2	0
カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	3	0	0	0	0
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	36	63	3	3	3	0
PCBの処理施設	1	1	0	0	0	0
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	1	0	0	0	0
下水道終末処理施設	5	6	5	5	5	0
事業場の排水処理施設	1	1	1	1	1	0
合計	48	77	11	11	11	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

### 4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

#### (1) 大気

（平成28年度）

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
			春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹油見公園	—	0.0084	—	0.010	0.0092
		廿日市桂公園	—	0.021	—	0.012	0.017
		海田高校	—	0.040	—	0.29	0.17
		東広島西条小学校	—	0.0092	—	0.014	0.012
		竹原高校	—	0.0094	—	0.070	0.040
		三原宮浦公園	—	0.014	—	0.018	0.016
		尾道東高校	—	0.018	—	0.025	0.022
		府中市教育センター	—	0.022	—	0.054	0.038
		三次林業技術センター	—	0.0077	—	0.013	0.010
広島市	一般環境	国泰寺中学校	0.014	0.0084	0.013	0.050	0.021
		井口小学校	0.0078	0.026	0.012	0.022	0.017
		安佐南区役所	0.016	0.0086	0.025	0.042	0.023
		可部小学校	0.015	0.0074	0.0078	0.050	0.020
		安芸区スポーツセンター	0.070	0.065	0.071	0.39	0.15
呉市	発生源周辺	白岳小学校	—	0.056	—	0.017	0.037
	一般環境	警固屋市民センター	—	0.016	—	0.017	0.017
		川尻市民センター	—	0.063	—	0.038	0.051
		安浦市民センター	—	0.015	—	0.010	0.013
福山市	発生源周辺	曙小学校	0.015	0.021	0.022	0.021	0.020
	一般環境	松永小学校	0.023	0.046	0.014	0.018	0.025
		南小学校	0.016	0.022	0.015	0.022	0.019
		培遠中学校	0.011	0.010	0.033	0.019	0.018
		駅家東小学校	0.021	0.015	0.012	0.020	0.017
		沼隈支所	0.021	0.013	0.020	0.014	0.017
		神辺支所	0.015	0.027	0.029	0.034	0.026
調査地点数		25					

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

## (2) 水質・底質

(平成28年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果	
		水域名・海域名 (海域の場合、測定地点番号)	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
国土交通省 中国地方 整備局	一般環境	芦田川	小水呑橋	(春季) 0.48	(春季) 0.40
				(夏季) 0.16	(夏季) 0.23
				(秋季) 0.16	(秋季) 0.23
				(冬季) 0.94	(冬季) 0.26
		太田川	壬辰橋	0.073	0.22
		小瀬川	両国橋	0.076	0.26
広島県	一般環境	藤井川	三成 (23-5)	0.095	—
		江の川	志路原川 (28-1)	0.031	—
		広島湾西部 (31-29)	海域 (大竹市東栄沖)	0.019	—
		広島湾西部 (31-27)	海域 (大竹市東栄沖)	—	4.8
		燧灘北西部 (35-8)	海域 (竹原市沖)	0.026	—
		燧灘北西部 (35-18)	海域 (三原市沖)	—	0.072
広島市	一般環境	八幡川	泉橋	0.059	0.18
		太田川	安芸大橋	0.024	0.21
		鈴張川	宇津橋	0.032	0.19
		根谷川	根の谷橋	0.036	0.19
		三篠川	深川橋	0.027	0.19
		古川	大正橋	0.037	0.19
		猿猴川	東大橋	0.052	1.3
		府中大川	新大洲橋	0.087	0.18
		瀬野川	貫道橋	0.053	0.19
		広島湾 (31-29)	海域 (江波沖)	0.020	7.6
		広島湾 (32-17)	海域 (井口港沖)	0.030	9.1
		広島湾 (32-6)	海域 (金輪島南)	0.021	6.0
海田湾 (32-1)	海域 (海田湾中央)	0.056	12		
呉市	一般環境	黒瀬川 (14-21)	芋福橋	0.12	—
		黒瀬川 (14-23)	真光寺橋	0.17	—
		黒瀬川 (14-17-5)	呉黒瀬境界	0.14	—
		大谷川 (52-0)	豊栄橋	0.19	—
		広湾A (33-28)	呉地先	0.079	5.7
		天応天崎沖 (33-1)	呉地先	0.087	4.7
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.43	1.0
		本郷川	吾妻橋	0.35	1.3
		瀬戸川	観音橋	0.34	0.69
		羽原川	本庄神社前	0.37	3.5
		山南川	矢川	0.20	1.2
		備讃瀬戸 (36-12)	海域 (St36-12)	0.071	3.7
		調査地点数	32	26	

資料：国土交通省中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

## (3) 地下水

(平成28年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)
広島市	一般環境	広島市安佐南区沼田町伴	0.015
		広島市安芸区矢野西	0.018
		広島市安佐北区安佐町久地字堀切山	0.015
		広島市安佐北区安佐町久地字川井	0.014
		広島市安佐北区安佐町小河原町	0.016
調査地点数		5	

資料：広島市

## (4) 土壌

(平成28年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	廿日市市立佐方小学校	0.034
		県立庄原格致高等学校	0.032
		県立府中高等学校	0.48
広島市	一般環境	広島広域公園	0.10
		こころ北公園	0.22
		伴西公園	0.058
		春日野中央公園	0.57
		祇園運動広場	0.089
呉市	一般環境	発生源周辺 白岳小学校	0.56
		警固屋中学校	0.70
		川尻中学校	0.10
		安浦中学校	0.031
福山市	一般環境	幸千中学校	0.011
		光小学校	0.026
		誠之中学校	0.016
		手城小学校	0.0037
		調査地点数	16

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

## 5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

### (1) 水質

(平成28年度, 単位:  $\mu\text{g/L}$ )

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA
永慶寺川(下流)	下浜	<0.05	<0.01	<0.01
御手洗川	金剛寺	<0.05	<0.01	0.02
瀬野川	日浦橋	<0.05	<0.01	<0.01
黒瀬川(下流)	樋の詰橋	0.06	<0.01	0.28
黒瀬川(深堂川)	磯松橋上流	0.26	<0.01	0.02
沼田川(下流)	潮止め堰上	<0.05	<0.01	0.01
大田川	大田橋上流	0.24	<0.01	0.02
江の川(馬洗川)	志幸	<0.05	<0.01	<0.01
広島湾西部(大竹市沖)	31-29	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(尾道市沖)	35-37	<0.05	<0.01	<0.01

資料: 県環境保全課

(平成28年度, 単位:  $\mu\text{g/L}$ )

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
広島市	八幡川	泉橋	N.D.	N.D.	N.D.
	太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N.D.	N.D.	N.D.
	鈴張川	宇津橋	N.D.	N.D.	N.D.
	根谷川	根の谷橋	N.D.	N.D.	0.01
	三篠川	深川橋	N.D.	N.D.	N.D.
	古川	大正橋(東原)	N.D.	N.D.	N.D.
	府中大川	新大州橋	N.D.	N.D.	0.02
	猿猴川	東大橋	N.D.	N.D.	N.D.
	瀬野川	貫道橋(貫道)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.
海田湾	海田湾中央	N.D.	N.D.	N.D.	

資料: 広島市

(注) N.D.: 検出下限値未満(ノニルフェノール:  $0.1\mu\text{g/L}$ , 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA:  $0.01\mu\text{g/L}$ )

(平成28年度, 単位:  $\mu\text{g/L}$ )

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
福山市	備讃瀬戸	36-3	<0.1	<0.01	<0.01
	藤井川	講和橋	<0.1	<0.01	<0.01
	本郷川	吾妻橋	<0.1	<0.01	<0.01
	羽原川	本庄神社前	<0.1	<0.01	<0.01
	山南川	矢川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(高屋川)	川北	<0.1	<0.01	0.01
	芦田川(瀬戸川)	観音橋	0.1	<0.01	0.01
	芦田川(有地川)	有地川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(神谷川)	神谷川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(加茂川)	国信橋	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋	<0.1	<0.01	0.01

資料: 福山市

(参考)

平成10～15年度全国調査結果の検出範囲 ( $\mu\text{g/L}$ )	ノニルフェノール N. D. ～21	4-t-オクチルフェノール N. D. ～13	ビスフェノールA N. D. ～19	ポリ塩化ビフェニール類 N. D. ～0.220	トリブチルスズ N. D. ～0.09	トリフェニルスズ N. D. ～0.006
---	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------

(参考)

予測無影響濃度 ノニルフェノール : 0.608 $\mu\text{g/L}$ 4-オクチルフェノール : 0.992 $\mu\text{g/L}$ ビスフェノールA : 24.7 $\mu\text{g/L}$	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。 なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
---	--

(注) 4-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。  
 環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。  
 但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-オクチルフェノールとして設定されている。

## (2) 底質

(平成28年度, 単位:  $\mu\text{g/kg}$ )

海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	広島湾 江波沖	N. D.	N. D.	10	—	—	—
	広島湾 井口港沖(17番地点)	56	N. D.	7	—	—	—
	広島湾 金輪島南	N. D.	N. D.	7	—	—	—
	海田湾 海田湾中央	78	N. D.	18	—	—	—
平成10～15年度全国調査結果の検出範囲		N. D. ～12,000	N. D. ～170	N. D. ～350	N. D. ～2,200	N. D. ～300	N. D. ～18

資料: 広島市

(注) 1 N. D.: 検出下限値未満 (ノニルフェノール: 50  $\mu\text{g/kg}$ , 4-t-オクチルフェノール: 5  $\mu\text{g/kg}$ , ビスフェノールA: 5  $\mu\text{g/kg}$ )  
 2 化学物質による内分泌かく乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、結果の数値に対して評価を行える状況ではないが、環境省が実施している全国調査結果の範囲内であった。

## 6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(平成28年度)

市場名	検体名	検体数	検出値(ppm)
三次総合卸センター	内海内湾魚介類	1	<0.01
尾道総合食品地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	内海内湾魚介類	1	<0.01
	遠洋沖合魚介類	1	<0.01
地方卸売市場糸崎水産市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	遠洋沖合魚介類	1	0.01
食品	鶏卵	1	<0.01
	鶏肉	2	<0.01

資料: 県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾魚介類	3ppm
食肉(牛, 豚, 鶏)	0.5ppm
鶏卵	0.2ppm

## 7 水銀による魚介類の汚染調査結果

(平成 28 年度)

市場名	検体数	検出値 (ppm)
三次総合卸センター	1	0.02
尾道総合食品地方卸売市場	3	0.02, 0.11, 0.14
地方卸売市場糸崎水産市場	2	0.03, 0.08

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

総水銀 0.4ppm

(総水銀が, 0.4ppm を超える場合は, メチル水銀 0.3ppm 以下)

## 8 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(平成 28 年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値 (ppm)
TBT	市場	魚類	1	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02
TPT	市場	魚類	1	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的 1 日許容摂取量

TBT : 1.6  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日 (80  $\mu\text{g}$ /体重 50kg 成人/日)

TPT : 0.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日 (25  $\mu\text{g}$ /体重 50kg 成人/日)

※魚介類の 1 人 1 日平均摂取量を 96.8g とすると,

TBT : 0.826  $\mu\text{g}/\text{g}$

TPT : 0.258  $\mu\text{g}/\text{g}$

2 検出値の単位は, 厚生労働省報告様式に基づき ppm とした。

3 1ppm は 1  $\mu\text{g}/\text{g}$  に相当する。

## 9 かきの重金属検査結果

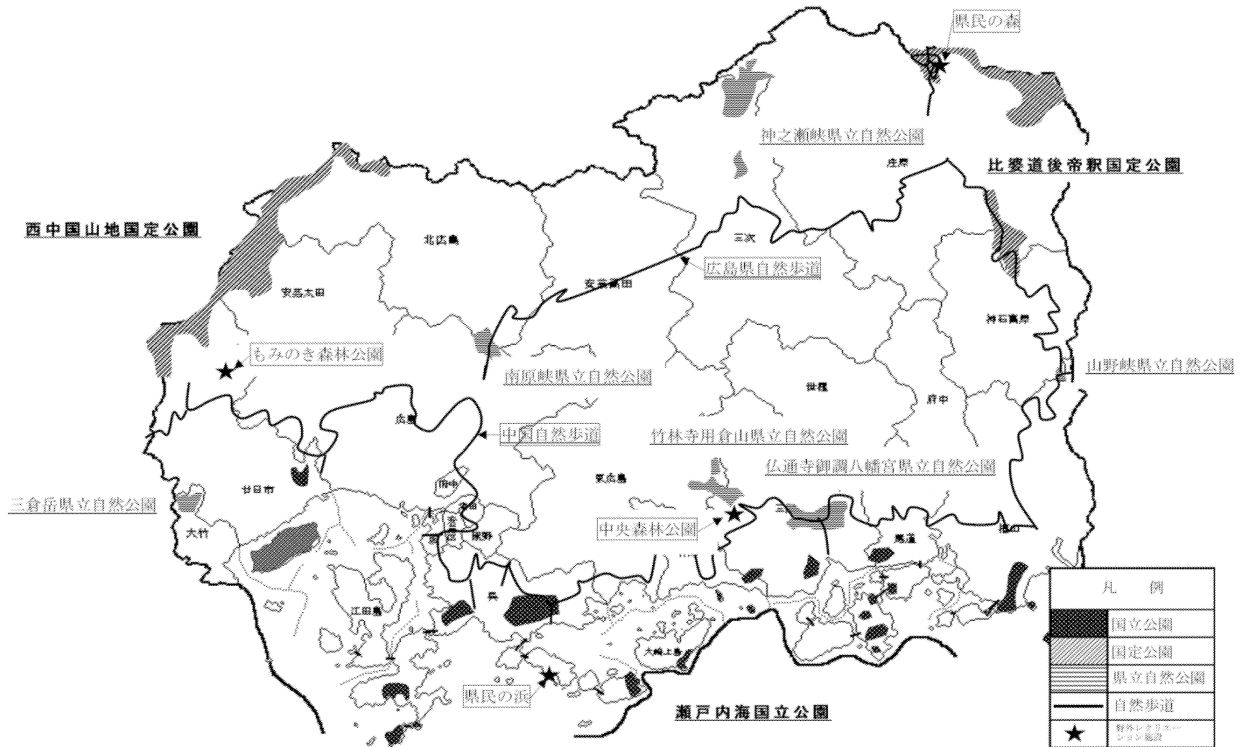
(単位 : ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	総カド	亜砒酸	総水銀
1	H28.11.7	200	18	0.14	0.12	0.08	4.8	<0.01
2	H28.11.8	280	20	0.13	0.13	0.05	5.1	0.01
3	H28.11.8	420	21	0.10	0.08	0.05	4.3	<0.01
4	H28.11.14	470	33	0.11	0.12	0.11	4.5	<0.01
5	H28.11.14	170	13	0.11	0.11	0.08	4.6	<0.01
6	H28.11.15	300	42	0.21	0.16	0.08	3.9	0.02
7	H28.11.15	250	35	0.20	0.21	0.09	4.5	0.02
8	H28.11.22	250	22	0.16	0.13	0.04	5.1	<0.01
9	H28.11.22	250	25	0.17	0.14	0.07	3.5	0.01
10	H28.11.22	280	29	0.15	0.14	0.06	4.3	0.01
11	H28.11.22	180	19	0.12	0.12	0.04	4.2	<0.01

資料：県食品生活衛生課

# 第5 自然環境

## 1 自然公園等位置図



## 2 自然公園の指定状況

(平成29年4月1日現在)

公園名	主要地域／市町村名	面積 (ha)			指定日	
		総面積	特別地域	普通地域		
瀬戸内海国立公園	宮島, 仙酔島, 野呂山, 大久野島等	10,685 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,116	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1	
比婆道後帝釈国立公園	六の原, 道後山, 帝釈峡, 吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25	
西中国山地国立公園	聖湖八幡原, 牛小屋高原, 三段峡, 臥竜山, 恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10	
県立自然公園	南原峡	広島市	925	925	0	S42. 9. 1
	山野峡	福山市, 神石高原町	311	311	0	S42. 11. 14
	三倉岳	大竹市	499	499	0	S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市, 三原市	614	614	0	S46. 11. 23
	仏通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0	S46. 11. 23
	神之瀬峡	三次市, 庄原市	2,736	2,736	0	H10. 4. 30
自然公園計		37,857	34,741	3,116		

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の ( ) は、特別保護地区で内数である。



### 3 県自然環境保全地域一覧

(平成29年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普 通 地 区	区域指定	特別地区の指定
龍 頭 峡	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48.10.25	51.6.18
万 古 溪	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49.7.18	〃
当木島・釜戸岬	福 山 市	2.17	2.17	—	〃	51.12.24
魚 切 溪 谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53.3.24 (区域の拡張)	51.6.18
石 ケ 谷 峡	広 島 市	389.75	119.34	270.41	49.9.30	51.6.18
津田の明神山	世 羅 町	66.69	22.54	44.15	49.11.14	51.12.24
常 清 滝	三 次 市	54.13	23.23	30.90	50.3.14	〃
八 国 見 山	庄 原 市	80.59	43.06	37.53	〃	〃
柏 島	呉 市	39.65	39.65	—	51.12.24	—
小 掛 峡	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	〃	—
指 谷 山	庄 原 市	88.25	77.74	10.51	〃	—
大 峯 山	広島市・廿日市市	39.89	39.89	—	〃	—
福 王 寺 山	広 島 市	136.98	66.11	70.87	〃	—
男 鹿 山	世 羅 町	43.71	11.63	32.08	〃	—
湯 の 山	広 島 市	85.11	85.11	—	52.1.19	—
滝 山 峡	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53.3.24	—
大 沢 湿 原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53.12.1	—
黒川の明神山	世 羅 町	19.89	19.89	—	〃	—
神 之 瀬 峡	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54.12.1	—
岳 山	府 中 市	44.72	37.02	7.70	〃	—
阿 下 川	神石高原町	54.27	54.27	—	〃	—
猫 山	庄 原 市	65.03	65.03 (29.26)	—	57.7.19	—
品 の 滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	〃	—
吾妻榎原谷	庄 原 市	87.52	87.52	—	〃	—
上田の明神山	三 次 市	10.19	—	10.19	58.3.31	—
八 幡 湿 原	北 広 島 町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59.3.31	59.10.1
女 亀 山	三 次 市	5.75	5.75 (5.75)	—	62.3.31	62.7.27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注：1 特別地区欄の( )は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区の指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

#### 4 自然海浜保全地区一覽

(平成29年4月1日現在)

名 称	所在地	面積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然／半自然	"
七浦	呉市	0.27	300	"	"
干汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3. 31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然／半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9. 22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3. 31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3. 31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中小島	呉市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3. 31
恋ヶ浜	呉市	0.84	300	自然	S62. 3. 31
大浦崎	呉市	0.04	720	"	H 2. 3. 31
須之浦	呉市	1.37	700	"	H 3. 3. 31
計	19 地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

#### 5 緑地環境保全地域一覽

(平成29年4月1日現在)

名 称	市 町 村	面積 (ha)	指定年月日
三永水源地	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺	尾道市	7.72	"
大坊	福山市	10.17	"
五品岳	庄原市	13.61	"
郡山	安芸高田市	95.34	S49. 4. 19
深山峡	安芸太田町	31.48	S49. 7. 18
大宮八幡宮	東広島市	2.59	"
蓮華寺	広島市	167.14	S49. 10. 1
風土記の丘	三次市	160.54	S50. 2. 12
古鷹山	江田島市	90.72	S50. 3. 14
亀鶴山	神石高原町	12.48	"
立花山	尾道市	1.13	"
龍山	北広島市	3.71	S51. 12. 24
国貞山	安芸高田市	1.50	S56. 9. 11
東山溪	広島市・廿日市市	53.50	S58. 3. 31
榊山	東広島市	4.21	S60. 3. 30
今高野山	世羅町	20.47	"
日高庄	呉市	3.13	S63. 3. 31
葦嶽山	庄原市	60.32	H元. 3. 31
亀山八幡神社	呉市	1.50	"
大富山城跡	庄原市	3.71	"
天神鼻	呉市	2.01	H3. 3. 31
計	22 地域	818.48	

資料：県自然環境課

6 自然公園内の許可等の処理状況

(平成 28 年度)

区 分	特別保護地区					特別地域								公園事業同意 (認 可)		
	許 可					許 可					届 出			道 路	野 営 場	そ の 他
	工作物の新増築	木竹の損傷	土地の形状変更	木竹以外の植物の採取等	動物の捕獲等	工作物の新増築	木竹の伐採・損傷	広告物の設置	指定植物の採取	風致の影響	土地の形状変更	非景観の心算措置	木竹の植栽等			
西中国山地国定公園	4	2	—	—	—	34	14	2	1	—	14	—	—	—	—	—
比婆道後帝釈峡国定公園	—	—	—	—	—	26	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南原峡県立自然公園	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山野峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：県自然環境課

7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長 k m
		延長 k m	%	延長 k m	%	延長 k m	%	延長 k m	%	
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

資料：環境庁第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査

8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)				干潟 (ha)			
	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)		現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)			
広島県	1,842	251		1,068	99			
全国	142,459	65,156		49,380	5,920			

資料：環境庁第 5 回 (平成 7・8 年度) 自然環境保全基礎調査

9 保安林面積

(単位：千 ha)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
水源かん養保安林	158	159	159	160	160	161	162	162	163	163
災害防備保安林	80	80	80	81	81	81	81	81	82	82
その他保安林	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7
計	244	245	246	248	248	249	250	250	252	252

資料：県森林保全課

## 10 鳥獣保護区等一覧

### (1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
宮島鳥獣保護区(弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397	平成36年10月31日	203
並滝寺鳥獣保護区	東広島市志和町	111	平成34年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	平成34年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	平成34年10月31日	
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	平成33年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	平成33年10月31日	
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町, 向原町	673	平成32年10月31日	
竜王山鳥獣保護区	福山市赤坂町ほか	972	平成32年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	平成32年10月31日	
石ヶ谷峡・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	1,527	平成31年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	平成30年10月31日	
岩子鳥獣保護区	尾道市向島町	245	平成30年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	平成30年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	平成30年10月31日	
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	平成38年10月31日	
苅尾鳥獣保護区(苅尾特別保護地区)	山県郡北広島町	638	平成38年10月31日	114
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	95	平成38年10月31日	
比婆山鳥獣保護区(比婆山特別保護地区)	庄原市西城町ほか	3,233	平成38年10月31日	403
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	平成37年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和, 山県郡安芸太田町	536	平成37年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	平成37年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	平成37年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	平成37年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	呉市川尻町	282	平成37年10月31日	
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	平成36年10月31日	
南原峡鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	平成36年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	平成36年10月31日	
三段峡鳥獣保護区(三段峡特別保護地区)	山県郡安芸太田町	1,350	平成36年10月31日	499
上野鳥獣保護区	庄原市	93	平成36年10月31日	
休山鳥獣保護区	呉市警固屋町	1,860	平成36年10月31日	
帝釈峡鳥獣保護区(帝釈峡特別保護地区)	庄原市東城町ほか	730	平成36年10月31日	159
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	平成36年10月31日	
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	平成36年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	平成36年10月31日	
龍頭峡鳥獣保護区	福山市山野町	271	平成36年10月31日	
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	平成36年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	平成36年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	1,121	平成35年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	平成35年10月31日	
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	平成35年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	平成35年10月31日	
	計	33,869		1,378

### (2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町, 北広島町	134	平成33年10月31日	
樽床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	平成33年10月31日	
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	平成31年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	平成30年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市, 尾道市	1,582	平成30年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	1,115	平成39年10月31日	
斎島周辺鳥獣保護区(斎島周辺特別保護地区)	呉市蒲刈町ほか	9,340	平成36年10月31日	6,230
津々木鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,255	平成36年10月31日	
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	平成35年10月31日	
	計	15,421		6,230

## (3) 身近な鳥獣生息地

(単位: ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区, 安佐北区	433	平成34年10月31日	
仙酔島鳥獣保護区	福山市鞆町	94	平成34年10月31日	
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	平成33年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	平成33年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	平成33年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	平成33年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	平成33年10月31日	
万古溪鳥獣保護区	廿日市市	64	平成33年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	平成33年10月31日	
原田小学校林鳥獣保護区	尾道市原田町	2	平成33年10月31日	
横倉鳥獣保護区	福山市沼隈町	252	平成33年10月31日	
千田町鳥獣保護区	福山市千田町	540	平成33年10月31日	
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	平成32年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	平成32年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	平成32年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	平成32年10月31日	
鶴学園学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	平成31年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	平成31年10月31日	
龍頭峽鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	平成31年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	平成31年10月31日	
八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	平成31年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	平成31年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	平成31年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	平成31年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	平成31年10月31日	
君田中学校林木呂田鳥獣保護区	三次市君田町	17	平成31年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	平成31年10月31日	
柏島鳥獣保護区	呉市川尻町	40	平成30年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	平成30年10月31日	
三育学院学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	平成30年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	平成30年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市・庄原市	438	平成30年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区 (大浜崎特別保護地区)	尾道市因島大浜町	35	平成30年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	平成30年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	平成30年10月31日	337
グリーンピアせとうち鳥獣保護区	呉市安浦町	344	平成30年10月31日	
禎原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	平成30年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄町ほか	477	平成30年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	平成30年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	平成30年10月31日	
大久野島鳥獣保護区	竹原市	70	平成30年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	平成30年10月31日	
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	平成30年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	平成30年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	平成30年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	平成30年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	平成30年10月31日	
走島鳥獣保護区	福山市走島町	220	平成30年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	平成30年10月31日	
	計	9,216		354

## 11 有害鳥獣の捕獲(有害捕獲数)

(単位: 頭, 羽)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
イノシシ	15,332	14,926	14,621	15,833	17,966	17,127
シカ	3,776	4,687	4,922	5,827	6,424	7,155
サル	166	102	130	120	158	126
カラス	3,762	3,471	3,516	2,753	1,728	1,526

資料: 県自然環境課

## 第6 温暖化対策関係

### 1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位: 万t-CO<sub>2</sub>)

年度	H6	H8	H10	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	伸び率 (H19~ H26)
産業	3,153.9	3,168.5	3,218.8	3,897.9	3,714.2	4,141.2	4,194.8	3,774.3	3,670.4	3,922.7	3,963.6	3,995.3	4,071.5	4,003.0	-4.6%
うち工業プロセス	80.8	80.5	82.0	96.2	86.4	90.5	101.2	89.3	88.6	94.7	94.9	95.7	96.3	95.5	-5.6%
うちエネルギー転換	73.4	81.0	62.5	91.5	91.9	94.9	89.1	112.8	106.5	108.9	97.0	105.7	104.6	77.8	-12.7%
運輸	706.5	710.3	722.7	721.8	694.0	691.7	695.5	700.1	664.1	636.0	625.1	611.8	613.1	638.1	-8.3%
民生(家庭)	395.9	406.5	386.3	465.1	471.4	459.6	466.8	457.0	415.0	498.3	444.8	481.4	477.7	426.6	-8.6%
民生(業務)	366.6	383.0	391.6	430.5	426.1	437.0	465.0	407.9	372.4	447.1	376.0	411.7	405.3	373.7	-19.6%
廃棄物	42.4	45.6	59.5	52.7	49.3	49.1	50.5	50.0	45.5	46.7	45.0	45.5	44.8	46.6	-7.7%
合計	4,665.4	4,713.9	4,778.9	5,568.0	5,355.0	5,778.7	5,872.5	5,389.4	5,166.9	5,550.8	5,454.5	5,545.7	5,612.4	5,488.2	-6.5%

注1) 産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2) 数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

注3) 第2次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度であるH19年度からの伸び率としている。

注4) 平成25年数値、産業部門、運輸部門、民生(業務)部門を確定値に変更した。

資料: 県環境政策課

### 2 電灯・電力消費量(広島県)

(単位: 億kWh)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
電灯	68	71	71	70	75	72	71	71	69	67
電力	138	145	136	124	134	129	129	131	129	128
計	206	216	207	194	209	201	200	202	198	195

資料: 県環境政策課

### 3 用途別都市ガス販売量(広島県)

(単位: 億kcal)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家庭用	13,705	14,193	13,370	13,377	12,983	13,128	13,157	12,967	12,664	12,688
商業用	7,274	7,397	7,208	7,000	6,116	6,140	5,928	5,826	5,778	5,519
工業用	22,711	27,393	30,400	29,707	30,003	33,000	32,717	32,230	32,019	30,086
その他	4,449	4,577	4,459	4,348	4,077	4,578	4,478	4,482	4,613	4,422
計	48,139	53,560	55,437	54,432	53,179	56,846	56,280	55,505	55,074	52,715

資料: 県環境政策課

### 4 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位: 千kl)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
A重油	920	889	833	737	588	506	565	481	458	395
C重油	688	447	425	535	354	325	362	389	332	277
軽油	923	948	918	826	828	822	778	762	833	831
灯油	478	396	363	344	316	308	288	285	280	259
ナフサ・ジェット油	109	101	79	67	59	58	56	52	57	56
揮発油	1,427	1,508	1,420	1,370	1,416	1,331	1,281	1,258	1,248	1,174
計	4,545	4,289	4,038	3,879	3,561	3,350	3,330	3,227	3,208	2,992

資料: 県環境政策課

### 5 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位: 千台)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗用車	898	884	870	864	859	861	859	856	851	849
貨物自動車	145	142	135	130	127	125	122	121	121	121
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	723	740	755	765	773	785	799	817	834	841
その他	65	65	65	66	66	66	67	68	69	70
計	1,836	1,836	1,830	1,830	1,830	1,842	1,852	1,867	1,880	1,880

資料: 県環境政策課

### 6 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位: 件)

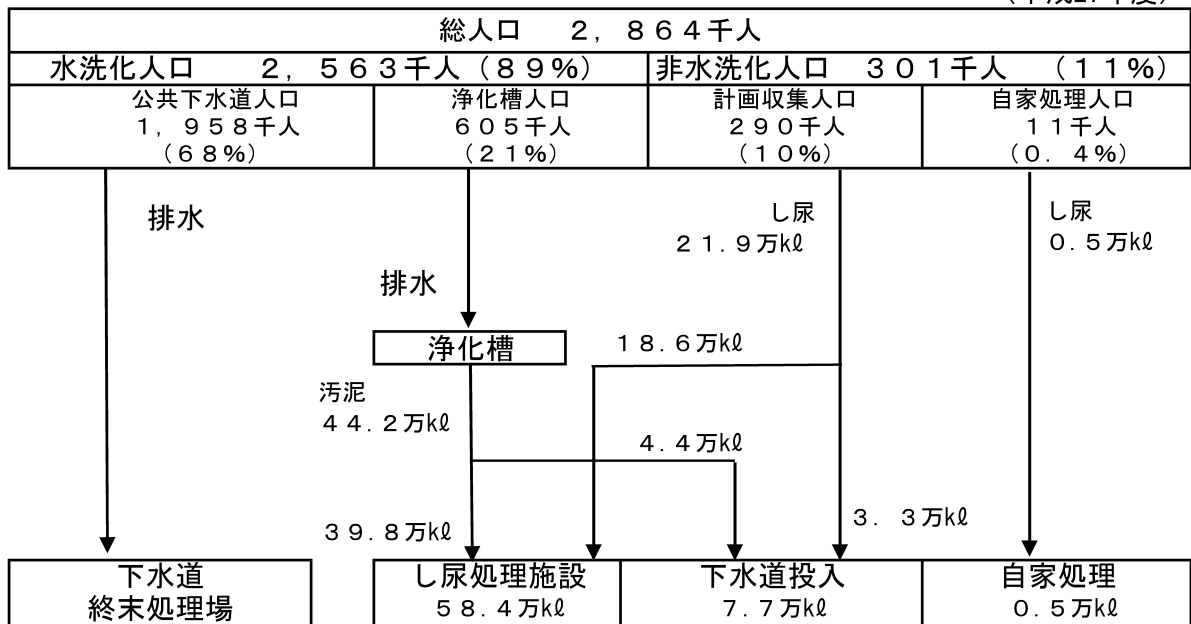
年度	~H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
設置件数	1,174	805	642	1,138	1,624	2,010	2,815	2,129	1,636	1,909	3,357	6,884	7,773	7,879	7,775	4,210	4,433	4,169	62,362

資料: 県環境政策課

## 第7 廃棄物対策関係

### 1 し尿処理の概況

(平成27年度)



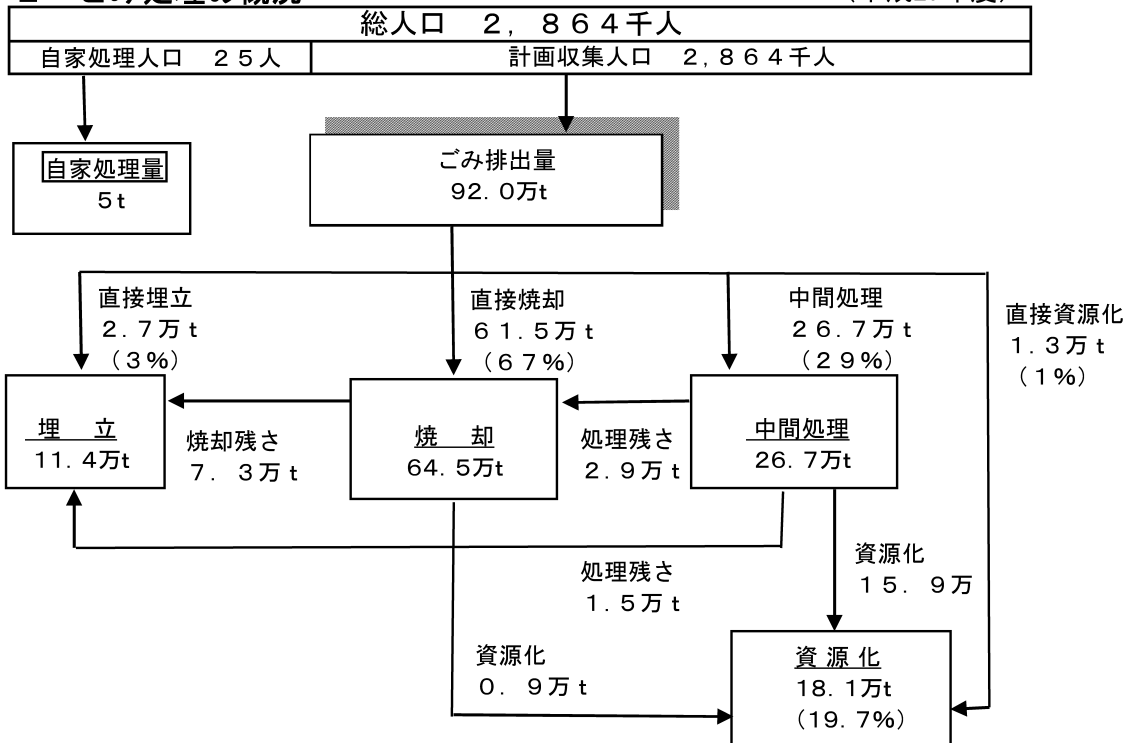
資料: 県循環型社会課

(注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽(集落排水処理施設等を含む。)を利用してし尿等を処理している人口をいう。

### 2 ごみ処理の概況

(平成27年度)



資料: 県循環型社会課

(注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。

### 3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位：t)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
無色ガラス	6,799	7,641	6,412	6,360	6,047	5,890	6,065	5,794
茶色ガラス	7,191	7,642	6,694	6,641	6,235	5,909	5,901	5,784
その他のガラス	2,570	2,774	2,267	2,273	2,181	2,055	2,531	2,372
その他の紙	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	4,979	4,983	4,211	4,198	4,497	4,238	4,312	4,542
その他のプラスチック	27,400	27,231	27,763	24,108	20,791	20,291	24,264	23,922
うち白色トレイ	15	14	11	10	9	9	9	8
スチール	5,040	4,953	4,492	4,193	3,786	3,462	3,251	3,124
アルミ	2,899	2,898	2,654	2,672	2,567	2,590	2,726	2,861
段ボール	9,696	10,676	8,640	8,049	8,848	7,876	8,017	7,873
飲料用紙パック	100	94	84	90	100	74	77	66
計	66,674	68,892	63,217	58,584	55,052	52,385	57,143	56,339

資料：県循環型社会課

### 4 広島県分別収集促進計画(第8期)の概要

(単位：t)

対象品目		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
特定分別基準適合物	無色のガラス	5,872.0	5,845.0	5,816.0	5,792.0	5,761.0
	茶色のガラス	5,777.0	5,744.0	5,712.0	5,674.0	5,641.0
	その他のガラス	2,239.0	2,223.0	2,209.0	2,196.0	2,183.0
	その他の紙	260.0	348.0	437.0	496.0	556.0
	ペットボトル	4,258.0	4,248.0	4,236.0	4,225.0	4,209.0
	その他のプラスチック	24,061.1	23,967.1	23,887.1	24,005.1	23,962.1
	うち白色トレイ	11.1	13.1	15.1	16.1	18.1
小計	42,467.1	42,375.1	42,297.1	42,388.1	42,312.1	
法第2条第6項物	スチール	3,369.0	3,345.0	3,320.0	3,294.0	3,269.0
	アルミ	2,914.0	2,896.0	2,877.0	2,859.0	2,845.0
	段ボール	9,825.0	9,791.0	9,758.0	9,723.0	9,678.0
	紙パック	136.6	134.6	132.6	131.6	131.6
	小計	16,244.6	16,166.6	16,087.6	16,007.6	15,923.6
合計	58,711.7	58,541.7	58,384.7	58,395.7	58,235.7	

資料：県循環型社会課

### 5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(平成29年3月31日)

区分	登録業者数			許可業者数	
	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業	
				(破砕前)	(破砕)
広島県	289	165	40	19	0
広島市	229	98	13	4	0
呉市	95	25	4	2	0
福山市	231	89	25	11	0
計	844	377	82	36	0

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

### 6 産業廃棄物処理業者許可状況

(平成29年3月31日)

区分		広島県	広島市	呉市	福山市
産業廃棄物	収集運搬	3,904	171	39	115
	処分	235	111	29	61
	小計	4,139	282	68	176
特別管理産業廃棄物	収集運搬	542	30	6	17
	処分	18	8	2	3
	小計	560	38	8	20
合計		4,699	320	76	196

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1つの業者が複数の区分、複数の自治体の許可を有する場合、それぞれ計上している。



## 第8 その他

### 1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成28年度)

区分		合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山・府中	備北
取扱件数 (原因者数)	合計	1,217	366	105	29	2	186	182	343	4
	(構成比%)	100.0	30.1	8.6	2.4	0.2	15.3	15.0	28.2	0.3
取扱件数内訳	大気汚染	342	39	65	3	0	46	23	166	0
	水質汚濁	226	98	8	2	0	42	20	56	0
	騒音	257	130	20	13	2	10	15	66	1
	振動	17	10	0	1	0	0	2	4	0
	悪臭	132	53	11	10	0	1	13	41	3
	土壌汚染	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	242	35	1	0	0	87	109	10	0

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

### 2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成28年度)

発生源 種類別	合計	会社・事業所																		個人	その他	不明		
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	水道・電気・ガス・熱供給・情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業					
(原因者数)	合計	1,249	12	1	5	3	128	162	2	0	14	24	0	2	25	7	6	2	71	3	61	304	96	321
	(構成比%)	100.0	1.0	0.1	0.4	0.2	10.2	13.0	0.2	0.0	1.1	1.9	0.0	0.2	2.0	0.6	0.5	0.2	5.7	0.2	4.9	24.3	7.7	25.7
取扱件数内訳	大気汚染	346	0	0	3	0	28	41	0	0	3	3	0	0	0	2	2	0	13	1	18	156	11	65
	水質汚濁	232	3	0	0	1	10	29	0	0	5	5	0	0	2	1	1	1	12	1	12	16	40	93
	騒音	258	0	0	0	2	66	48	1	0	4	11	0	1	15	3	2	1	29	0	15	19	20	21
	振動	17	0	0	0	0	10	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1
	悪臭	134	6	1	2	0	7	36	1	0	0	1	0	0	6	0	0	0	12	0	9	24	8	21
	土壌汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	261	3	0	0	0	7	8	0	0	1	4	0	1	2	0	0	0	4	1	7	87	16	120

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

### 3 公害苦情事案の処理状況

区 分	25年度			26年度			27年度			28年度			
	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	
取扱件数	1,428	1,383	96.8	1,425	1,386	97.3	1,403	1,362	97.1	1,249	1,199	96.0	
公害の 種類	大気汚染	375	369	98.4	352	350	99.4	356	352	98.9	346	341	98.6
	水質汚濁	242	236	97.5	252	248	98.4	290	286	98.6	232	229	98.7
	騒音	268	255	95.1	286	271	94.8	295	284	96.3	258	246	95.3
	振動	20	19	95.0	19	17	89.5	21	21	100.0	17	17	100.0
	悪臭	145	130	89.7	167	153	91.6	151	132	87.4	134	112	83.6
	土壌汚染	3	3	100.0	3	3	100.0	2	2	100.0	1	1	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	375	371	98.9	346	344	99.4	288	285	99.0	261	253	96.9

資料：県環境保全課

### 4 環境保全協定締結状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大竹市	日本製紙株式会社	昭和 46 年 8 月 26 日	日本紙業株式会社と協定締結
		〃 50 年 9 月 23 日	全部改訂
		平成 9 年 10 月 1 日	日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継
		平成 15 年 4 月 1 日	日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継
		平成 20 年 4 月 1 日	日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙株式会社に承継
県 福山市	三菱レイヨン株式会社	昭和 46 年 10 月 5 日	三菱レイヨン株式会社と協定締結
		〃 50 年 9 月 2 日	全部改訂
		昭和 46 年 11 月 25 日	協定締結
県 尾道市	J F E スチール株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日	日本鋼管株式会社と協定締結
		〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
		平成 15 年 4 月 1 日	日本鋼管株式会社から承継
県 尾道市	瀬戸内共同火力株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日	福山共同火力株式会社と協定締結
		〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
		平成 18 年 7 月 1 日	福山共同火力株式会社から承継
県 呉市	日本化薬株式会社	昭和 51 年 9 月 14 日	日本化薬株式会社と協定締結
		〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
		平成 27 年 1 月 21 日	一部改訂
県 呉市	日新製鋼株式会社	昭和 47 年 12 月 13 日	日新製鋼株式会社と協定締結
		〃 59 年 3 月 31 日	全部改訂
県 尾道市	王子マテリア株式会社	昭和 59 年 3 月 31 日	東洋パルプ株式会社と協定締結
		平成元年 4 月 1 日	王子製紙株式会社と協定締結
県 尾道市	横浜ゴム株式会社	〃 24 年 10 月 1 日	王子製紙株式会社から承継
		昭和 48 年 9 月 25 日	横浜ゴム株式会社と協定締結
		平成 9 年 11 月 6 日	一部改訂
		〃 11 年 3 月 17 日	一部改訂
県 竹原市	電源開発株式会社	〃 20 年 6 月 3 日	一部改訂
		〃 23 年 8 月 23 日	一部改訂
		昭和 49 年 1 月 22 日	電源開発株式会社と協定締結
県 大崎上島町	中国電力株式会社	〃 55 年 4 月 19 日	全部改訂
		平成 26 年 11 月 27 日	一部改訂
		平成 7 年 11 月 20 日	中国電力株式会社と協定締結
県 大崎上島町	大崎クールジェン株式会社	〃 15 年 6 月 23 日	一部改訂
		平成 25 年 1 月 15 日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

## 5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
福山共同発電所更新計画	福山市	火力発電所	23 万 kw	方法書 H28. 6. 21

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4. 7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16. 7 万 kw	H24. 12. 4
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kw	H25. 12. 20

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
海田バイオマス混焼発電所設置計画	海田町	火力発電所	11. 2 万 kw	準備書 H28. 10. 31

(4) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ /日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ /日	H22. 12. 13
広島中央エコパーク整備事業	東広島市, 竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kℓ/日	H27. 4. 20

(5) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2, 500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲奴郡総領町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P 36H ひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島アースポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4
大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27
久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡福富町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3, 000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6



# 7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表(平成28年度実績)

		県計画記載事項			H28年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容		
1 沿岸域の環境の保全・再生及び創出	(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	○ 保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止	現存する藻場・干潟等の保全	水産課	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	○ 保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止について周知を図った。	
		水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、藻場等を含む)造成面積(H26～32年度までの累計)17.0ha	水産課	水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進	
		海域環境創造事業	○ 八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	人工による干潟機能の回復、知見の集積	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	○ 八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	
		生物多様性保全推進事業	○ ミヤジマンボ生息地の保全管理	ミヤジマンボの絶滅回避	自然環境課	生物多様性保全推進事業	○ ミヤジマンボ生息地の保全管理・生息環境整備・幼虫飼育	
	(2) 自然海浜の保全等	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	保全活動箇所数8か所(H32年度)	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	
		自然海浜の保全	○ 自然海浜保全全地区における開発等の規制	指定海浜の保全	自然環境課	自然海浜の保全	○ 自然海浜保全全地区における開発等の規制	
	(3) 底質改善対策・窪地対策の推進	海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	○ 遼瀾の東エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) ○ 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な環境修復の修復方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。	
		水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業	○ 海底堆積物除去の実施(広島市、呉市)	
		海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	
		美しい川づくり事業	○ 広島駅周辺地区の猿猴川において浸淫及び石灰炭造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業	○ H27年度に実施した河川環境改善(浸淫)効果等を検証するため、モニタリング調査を実施した。	
	(4) 埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公用水面埋立法施行業務	○ 工事の場所や規模に応じた、環境への影響の回避・低減を条件とした埋立の承認	環境への影響の回避・低減	港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	○ 公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施	
	(5) 環境配慮型構造物の採用	海岸保全事業	○ 生物の生息環境の創出に資する海岸整備の推進	採用件数の増加	港湾漁港整備課 農業基盤課	該当無し 海岸保全事業	○ 海岸保全施設の整備に当たっては、生物の生息環境に配慮する。	
	2 水質の保全及び管理	(1) 水質総量削減制度等の実施	水質汚濁防止法等施行業務	○ 許可制度による排水規制の徹底 ○ 処理施設等の監視指導による維持管理の徹底	発生負荷量(H26年度目標値)COD 53t/日以下 窒素42t/日以下 りん2.4t/日以下 次期目標は平成28年度策定予定	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	○ 工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施。 ○ 国の定めた第5次総量削減基本方針を受け、第8次総量削減計画策定作業を実施。
			農畜水産業の指導業務	○ 耕畜連携支援モデル事業の推進 ○ 養殖漁場の環境管理の適正化指導	発生負荷量(農畜水産関係等)(H26年度目標値)COD 6t/日以下 窒素17t/日以下 りん0.8t/日以下 次期目標はH28年度策定予定	畜産課	資源循環型畜産推進指導事業	○ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき畜産環境問題発生時に畜産農家等へ重点指導を行うとともに、定期的な巡回指導を行う。また、家畜排せつ物の適正な処理及び利活用促進のため、啓発及び情報提供を行う。
			水産課	水産業養殖振興対策費	○ 養殖環境を適正に管理するため、漁家指導を実施	水産課	水産業養殖振興対策費	○ 養殖環境を適正に管理するため、漁家指導を実施
湾灘協議会			○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、瀬灘)、東部(備後灘、備瀬瀬戸)ごとに準備会議を開催	
赤潮対策		○ 「広島県赤潮対策マニュアル」に基づき、県、漁協等の情報交換による監視通報の体制強化、赤潮対策に関する調査研究の推進	赤潮被害の低減	水産課	赤潮被害監視事業	○ 環境環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施		
(2) 下水道等の整備の促進		生活排水処理対策	○ 広島県汚水適正処理構想に基づいた各種生活排水処理施設の効率的な整備 ○ 公共下水道及び流域下水道の整備 ○ 個別浄化槽の設置の推進 ○ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備	汚水処理人口普及率92.9% 下水道人口普及率77.9% (H37年度まで)※ 8か所(H32年度)	循環型社会課 下水道公園課	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 公共下水道整備事業 流域下水道整備事業	○ 浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ○ 浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助	
		水産基盤整備事業	○ 農家集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備	○ 個別浄化槽の設置の推進 ○ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備	農業基盤課	農業集落排水事業	○ 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善を図る。	
	港湾漁港整備課				漁業集落環境整備事業	○ 漁業集落における排水処理施設の整備		
	港湾振興課				海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。		
(3) 水質及び底質環境の改善	海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	○ 遼瀾の東エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) ○ 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な環境修復の修復方策の方向性の明確化	水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。		
水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業	○ 海底堆積物除去事業の実施(広島市、呉市)			
海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)			
美しい川づくり事業	○ 広島駅周辺地区の猿猴川において浸淫及び石灰炭造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業	○ H27年度に実施した河川環境改善(浸淫)効果等を検証するため、モニタリング調査を実施した。			
(4) 有害物質等の低減のための対策	水質汚濁防止法等施行業務	○ 排水基準の遵守の徹底、特定施設の設置等の許可・届出制度を適切に運用し、水質環境基準の達成維持	排水基準の達成率100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	○ 工場・事業場に立入検査を行うとともに、排水検査を実施するなどして排水基準の遵守状況を確認。		
	ダイオキシン類等対策事業	○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき工場等への排水基準の遵守の徹底	環境基準達成率100%の維持	環境保全課	ダイオキシン類等対策事業	○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施した。		

県 計 画 記 載 事 項				H28年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区 分	事業名等	事業等の内容	目 標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
2 水質の 保全 及び 管理	(4)有害物質等の低減のための対策	PRTR法施行業務	○ 特定化学物質の排出量の把握及び排出削減に向けた適正管理の推進	排出量の削減	環境保全課	PRTR推進事業	○ 特定化学物質の排出削減に向けた適正管理を推進するため、排出量の把握及び届出情報の提供等を行った。
		PCB廃棄物の適正処理等	○ PCB廃棄物(トランス、コンデンサ等)の適正な保管の指導、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく適正な処理の推進	処理率 100%(H31年度)	産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進事業	○ 「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処理を推進
	(5)油等による汚染の防止	油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 事故時の迅速な対応のための油処理機材等の備蓄 ○ 流出した油の処理及び原因者への防除作業の指導 ○ 海上保安部が行う規制や監視取締り等に対する情報提供による海洋汚染の未然防止	現状より減少	危機管理課	石油コンビナート等災害防止法に基づく、油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び排出油等の流出拡大対策
					環境保全課	水質事故対策	○ 関係機関と連携し、事故時の迅速な対応のための連絡体制の整備・対応
					港湾振興課	船舶及び陸上からの油等の排出防止 事故による海洋汚染の未然防止 排出油等防除体制の整備	○ 海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う。 ○ 油処理機材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理 ○ 原因者の防除作業の指導 ○ 関係機関との連携
	(6)海水浴場等の保全	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査の実施、公表	情報提供の徹底	環境保全課	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査を実施するとともに、関係市町実施分もとりまとめ、公表を行う。
	(7)廃棄物の処理施設の整備	廃棄物の排出抑制等の推進	○ リデュース・リユースの推進 ○ リサイクル製品の使用促進	(一般廃棄物) 排出量 87.4万t以下 再生利用率 排出量に占める割合 19%以上 最終処分量 10.3万t以下 (H32年度まで※)	循環型社会課	一般廃棄物対策事業	○ 一般廃棄物処理計画(市町)の策定指導、一般廃棄物の排出量等の実態調査及び一般廃棄物排出量等削減対策検討会の実施による削減対策の推進。
産業廃棄物対策課					産業廃棄物処理実態調査事業	○ 県内の産業廃棄物の排出量等を調査・把握することにより、県廃棄物処理計画の進行管理に必要な基礎資料を得る。	
(8)健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	河川改良事業	○ 芦田川支流の瀬戸川の浄化施設の維持管理	BOD除去率 30%を下回らない	河川課	単独河川維持修繕事業 (河川の水環境対策)	○ 芦田川水環境改善緊急行動計画の取組みの一環として、瀬戸川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。	
	湾灘協議会	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会を設置し、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備讃瀬戸)ごとに準備会議を開催	
	広島湾再生推進会議	○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進(各事業主体の事業を一元的に取りまとめ進行管理)	中間評価を踏まえた計画の推進 (H28年度まで※)	技術企画課	広島湾再生推進会議	○ 森・川・海の健やかなつながりを活かし、豊かな広島湾を保全・再生する。	
3 自然 景観 及び 文化 的 景 観 の 保 全	(1)自然公園等の保全	瀬戸内海国立公園内での自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設整備	優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進	自然環境課	国立公園等整備事業 自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設の整備 ○ 歩道安全対策(宮島) ○ 弥山山頂園地整備(宮島)
		自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金の支給	自然環境の適正な保全	自然環境課	自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金を支給
		開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導	自然公園の保護	自然環境課	開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導
	(2)緑地等の保全	採石条例施行業務	○ 林地等の保全に配慮した採取計画の認可、採石条例の適切な運用 ○ 森林法に基づく保安林の指定による立木伐採・開発行為等の制限	採石場における緑地の確保	技術企画課	採石条例施行業務	○ 林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行の確保を図るため、採石条例の適切な運用を図る
		保安林制度及び林地開発許可制度	○ 林地開発許可制度の適正な運用による乱開発防止	土砂流出防止、風致等森林の公益的機能の保全、森林の乱開発防止	森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度	○ 保安林制度は、森林の有する公益的機能に着目し、安全かつ快適な国民生活を保持することに資する制度。 ○ 林地開発許可制度は保安林以外の森林であっても、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とした制度。
		漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	○ 快適にして潤いのある漁業集落の形成、その他住民の健康増進及び防災安全の確保(市町実施事業)	漁業集落の生活環境等の改善	港湾漁港整備課	該当なし	
		ひろしまの森づくり事業	○ 間伐等による人工林の健全化、放置された里山林の整備 ○ 住民団体やNPO法人等の森林保全活動等の支援	森林の持つ公益的機能の維持 ※H33まで	森林保全課	ひろしまの森づくり事業	○ 15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要なスギ・ヒノキの人工林について、間伐等を実施し人工林の健全化を実施 ○ 土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体やNPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動を支援
		森林病害虫駆除事業	○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害など原因となる森林病害虫の蔓延防止	松くい虫、ナラ枯れ防除対策の推進による森林の健全な指定地の保全	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 森林病害虫駆除事業	○ 保安林等公益的機能が森林を対象に、松くい虫、その他森林病害虫等の確かな防除を実施し、森林の保全を実施
	(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全	文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理事業等への補助	良好な状態で文化財を保存	教育委員会文化財課	文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理事業等
	(4)漂流・漂着・海底ごみ対策の推進	瀬戸内海海ごみ対策関連事業	○ 海岸漂着物対策推進計画の策定による、計画的な海ごみの回収及び発生抑制対策の取組	海岸をきれいな状態に維持 自主的な清掃活動の継続	環境保全課	海ごみ対策推進事業	○ 海岸漂着物対策推進地計画を策定 ○ 計画の策定により市町等の海ごみ対策事業に国の補助金を活用することが可能となった。
海岸一斉清掃		○ 住民等の参加による河川、海岸等の清掃活動の推進	海岸清掃活動参加者 20,000人/年 (H32年度)		海岸一斉清掃	○ 廿日市市宮島において海岸一斉清掃を実施した。	
放置艇対策事業		○ 放置艇の撤去指導、代執行等 ○ 廃船の処理等	放置艇の解消	港湾振興課	法令に基づく海域利用の規制 放置艇対策事業 所有者不明沈没廃船処理	○ 法令に基づく海域利用の規制(占用許可制度等) ○ 放置艇の集積が高い地域から順次「係留保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備 ○ 放置等禁止区域を拡大し、禁止区域内の放置艇に対する撤去指導を実施 ○ 「FRPリサイクルシステム」を利用した所有者不明沈没廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等を支援	
(5)エコツーリズム等の推進	エコツーリズム等の推進	○ 自然景観とそれに調和した文化的景観を活用したエコツーリズムの推進	エコツーリズム実施エリアの増加	環境保全課	エコツーリズム等の推進	○ 瀬戸内ツーリズム推進協議会に参加するとともに、宮島エコツーリズム推進協議会の設立に参画した	
(6)島しょ部の環境の保全	島しょ部における環境保全活動の促進	○ 環境保全活動を行う団体に対する活動支援	各島1団体以上	環境保全課	島しょ部における環境保全活動の促進	○ 島しょ部で活動するところへ海援隊に対して関係市町と協力して団体の活動を支援	

県計画記載事項			H28年度関係課等の事業等の実施・進捗状況				
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
4 水産資源の持続的な利用の確保	水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした藻場・干潟の造成等、漁場生産基盤の整備	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、魚礁等を含む)造成面積(H23～32年度までの累計)※17.0ha	水産課	水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進 ○ 海底堆積物除去の実施(広島市、呉市)	
	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援	海底耕うん・海底ごみ除去の継続	水産課	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援	
	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	海砂利採取跡地における魚礁等整備箇所数1か所/年	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	
	栽培漁業センター運営事業 瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 広島県栽培漁業センターにおける放流用種苗の大産生産及び供給 ○ 地域の核となる重点魚種を集中放流するための種苗の供給体制の整備	重点魚種(ガザミ、キジハタ、オニオコゼ、カサゴ)の種苗生産数量増加	水産課	瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 県東部海域において、ガザミ、カサゴの集中放流を実施	
	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 漁業者等が実施する資源管理型漁業の推進 ○ 漁業関係法令の適切な運用による水産資源の保護及び漁業秩序の維持	漁業資源の持続的利用の確保 漁業生産額(海面漁業)42億円(H32年度) (イワン類、アサリ類を除く)	水産課	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 集中放流実施地区における体長制限等の自主的な資源管理の実施 ○ 対象魚種について、漁業者による漁獲状況の定期報告等を受理した。漁業関係法令の運用により、水産資源の保護及び漁業秩序の維持に努めた。	
	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止を目的とした、その原因となる鳥獣の生息数及び生息範囲の適正な管理	被害を与えるカワウの個体数の減少(H28年度に数値目標の設定を検討)	自然環境課	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 当該事業は平成29年度から実施予定 ○ 現在は、市町、漁業関係者と連携しながらカワウ対策を実施	
	5 推進基盤の整備	(1)水質等の監視測定	水質常時監視 発生源水質連続測定データの監視	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、測定調査を実施 ○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視	環境保全課	水質常時監視 水質汚濁防止法施行業務	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、測定調査を実施(平成28年度) 河川1227地点、湖沼8地点、海域7地点 合計302地点 ○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を、通報対象事業場9社に対し実施した。
(2)環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等		漁場環境総合監視事業 赤潮貝毒漁場監視事業 調査研究	○ 漁場環境を把握するための水質・プランクトン等の基礎調査 ○ 貝毒・ノロウイルス実態調査 ○ 瀬戸内海流入河川中の栄養塩類濃度の変動調査(H26～28年度)	総合技術研究所 総合技術研究所	漁場環境監視事業 資源評価調査事業 漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止) 瀬戸内海の環境保全・創造に係る研究助成(特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議/瀬戸内環境保全知事・市長会議)	○ 漁場環境を把握するための水質・プランクトン等の基礎調査 ○ 貝毒・ノロウイルス実態調査 ○ 瀬戸内海流入河川中の栄養塩類濃度及び負荷量の経年的変動の整理及び海域への影響解析(大阪工大、山口県、広島県、岡山県)	
(3)広域的な連携の強化等		瀬戸内海環境保全知事市長会議 クリーン太田川 広島湾再生推進会議 湾灘協議会	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換 ○ 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃 ○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進(各事業主体の事業を一元的に取りまとめ進行管理) ○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	広域的な施策の推進 同規模の活動の継続 中間評価を踏まえた計画の推進(H28年度まで※) 流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課 道路河川管理課 技術企画課 環境保全課	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換を行った。 ○ 国土交通省、広島県及び関係市町等で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系37河川の一斉清掃を行う。 ○ 人と海の繋がりを取戻し、親しみやすい広島湾を再生する。 ○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備讃瀬戸)ごとに準備会議を開催	
(4)情報提供、広報の充実		情報提供	○ 県HP「エコひろしま」等による情報提供	情報発信の継続	環境保全課	県HP「エコひろしま」等による情報提供	○ 県HP「エコひろしま」にて、県内の公共用水域・海水浴場の水質の調査結果等による瀬戸内海の保全に関する情報を掲載し情報発信を行っている。
(5)環境保全思想の普及及び住民参加の推進		広島県アダプト制度(マイロードシステム) せとらち海援隊支援事業 環境活動リーダー養成 こどもエコクラブ活動促進 湾灘協議会	○ 県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動を行っている地域住民団体等をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援 ○ 海域の自然環境への関心の向上を図り、環境を良好に維持していくため、生物観察会や海岸清掃活動を行う団体を「せとらち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動支援(傷害保険の加入、活動資材の提供、回収ゴミの処分、活動状況のPR等) ○ 地域において自主的な環境活動を担うリーダー人材の育成 ○ 幼児から高校生までが地域で自主的な環境活動を進めるための支援や会員募集 ○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	同規模の活動の継続 新規認定団体1団体以上 100人(H32年度までの累計) 同規模の活動の継続 流域や海域の実情に応じた取組の推進	道路河川管理課 環境保全課 環境政策課 環境保全課	広島県アダプト制度(マイロードシステム) せとらち海援隊支援事業 環境活動リーダー養成 こどもエコクラブの支援 瀬戸内海環境保全推進事業	○ 住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。 ○ 県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、既にボランティア活動を行っている住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板を設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。 ○ 海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等で、清掃活動を行う団体を「せとらち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、活動資材の提供等) ○ 地域において自主的な環境活動を担うリーダー人材の育成 ○ 幼児から高校生までが地域で自主的に活動を行うため、支援情報を提供するなど、活動の活性化を推進。 ○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備讃瀬戸)ごとに準備会議を開催
(6)環境教育・環境学習の推進		環境保全アドバイザー制度 環境学習講師派遣事業 教員研修の推進 瀬戸内海環境保全推進事業	○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援 ○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣 ○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上 ○ 海岸生物調査マニュアルを使用した住民による生物調査の推進 ○ 活動団体による観察会の結果などの公表、情報共有	同規模の活動の継続 派遣者数の増加 同規模の活動の継続 自主的な生物調査の拡大	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境保全課	環境保全アドバイザー制度 環境学習講師派遣事業 教員研修の推進 瀬戸内海環境保全推進事業	○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を登録し、県民の環境保全活動を支援 ○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣 ○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上 ○ せとらち海援隊認定団体や一般県民、学生等を対象とし、調査マニュアルに基づく調査の講習会及び小学生以上を対象とした観察会を実施。

## 8 せとうち海援隊認定団体

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	NTTドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジこどもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川, 海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜, 大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地, 猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市), 宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦, 包ヶ浦(廿日市市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野, 白潟(呉市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川, 鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸, 忠海高校前海岸(竹原市)
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	大串海岸, 野賀海岸(大崎上島町)
尾三	くる <sup>2</sup> (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸, 下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜(福山市)
	特定非営利活動法人しまなみの心	備後灘, 燧灘海域の海岸(福山市)

資料：県環境保全課



### 9 こどもエコクラブ数, メンバー数

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
メンバー数	1,447	1,439	972	941	1,542	4,415	2,457	3,118	2,249	1,924
サポーター数	277	246	182	178	254	554	537	666	543	310
クラブ数	84	82	55	42	49	77	49	53	47	52

資料：県環境政策課

### 10 緑の少年団, 団員数

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
団員数	2,779	2,525	2,596	2,396	2,497	2,566	2,462	2,843	2,795	2,949	2,956
団 数	39	38	37	36	34	37	38	35	36	34	39

資料：県森林保全課

### 11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(平成29年3月31日現在)

国 指 定 文 化 財				県 指 定 文 化 財				合計
種 別 (種 類)			件数	種 別 (種 類)			件数	
国 宝	建 造 物			7				7
	絵 画			2				2
	工 芸 品			9				9
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書			1				1
	小 計			19				19
重 要 文 化 財	建 造 物			56	建 造 物	45	101	
	絵 画			11	絵 画	51	62	
	彫 刻			42	彫 刻	92	134	
	工 芸 品			55	工 芸 品	54	109	
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書			20	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	71	
	考 古 資 料			4	考 古 資 料	17	21	
	歴 史 資 料			4	歴 史 資 料	4	8	
小 計			192	小 計	314	506		
重 要 無 形 文 化 財			0	無 形 文 化 財			3	3
重 要 有 形 民 俗 文 化 財			7	有 形 民 俗 文 化 財			5	12
重 要 無 形 民 俗 文 化 財			4	無 形 民 俗 文 化 財			67	71
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝			1				1
	特 別 史 跡			1				1
	特 別 名 勝			1				1
	特 別 天 然 記 念 物			1				1
	史 跡			25	史 跡	125	150	
	名 勝			7	名 勝	6	13	
	天 然 記 念 物			15	天 然 記 念 物	117	132	
	名 勝 天 然 記 念 物				名 勝 天 然 記 念 物	1	1	
小 計			51	小 計	249	300		
重 要 伝 統 的 建 造 物 群			2				2	
合 計			275	合 計			638	913
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財								11
文 登 録 記 念 物 財	登録有形文化財							196
	登録記念物							3

資料：県文化財課

## 12 都市公園整備現況

(平成28年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,688	401.91
	近隣公園	109	214.88
	地区公園	27	145.25
	計	2,824	762.04
都市基幹公園	総合公園	28	426.46
	運動公園	20	294.35
	計	48	720.81
特殊公園		29	658.97
広域公園		5	291.15
都市緑地・緑道		167	200.79
国営公園		1	338.80
計		202	1,489.71
合計		3,074	2,972.56

資料: 県下水道公園課

(注1) 特殊公園には、風致公園、歴史公園、動・植物公園、墓園を含む。

(注2) 都市緑地・緑道には、緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークを含む。

### 13 県・市町の環境保全関係規程等

#### (1) 県

区 分	名 称	
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	その 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに磷及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準	
国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱	
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画， 広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画		

## (2) 市町 (条例)

市 町 名	条 例 の 名 称
広 島 市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ばい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉 市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例 呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
竹 原 市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三 原 市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾 道 市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福 山 市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府 中 市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三 次 市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例
庄 原 市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大 竹 市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東 広 島 市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿 日 市 市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
安 芸 高 田 市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続に関する条例 安芸高田市環境基本条例
江 田 島 市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府 中 町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海 田 町	海田町美しいまちづくり条例
熊 野 町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂 町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世羅町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

### (3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広島市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策実行計画 広島カーボンマイナス 70 —2050 年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観計画
呉市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画
竹原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化対策実行計画
三原市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾道市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福山市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府中市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三次市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄原市	庄原市環境基本計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大竹市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東広島市	東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策地域推進計画 東広島市役所地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿日市市	廿日市市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン 廿日市市景観計画
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン
江田島市	江田島市地球温暖化対策実行計画 江田島市環境基本計画
府中町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画
海田町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊野町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂町	坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北広島町	北広島町地域新エネルギービジョン
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世羅町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町地域新エネルギービジョン
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

※ この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。

## 第9 環境基準

### 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

#### 備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### 2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

1 mg = 1000 分の 1 g = 1000 μ g

### 3 水質汚濁に係る環境基準

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2, 55.3又は55.4に定める方法 (準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1 に定める方法又は規格34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の付表をいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	素濃 (BOD)	生化的 要求 量 (S S)	浮遊 物質 (D O)	溶 存 量 (S S)	
AA	水道1級，自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級，水産1級，水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級，水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級，工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級，農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.11に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	告示の付表9に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は，日間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利水点については，水素イオン濃度6.0以上7.5以下，溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは，当該項目について自動的に計測することができる装置であって，計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼，海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは，次のものをいう（湖沼，海域もこれに準ずる。）。  
試料10mL，1mL，0.1mL，0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB酵管に移植し，35～37度，48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし，各試料量における陽性管数を求め，これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際，試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように，また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお，試料採取後，直ちに試験ができないときは，冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ，フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち，生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち，生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は，年間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。



(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水イオ ン濃 (P H)	化学的 酸素 要求 (C O D)	浮 遊 物 (S S)	溶 酸 (D O)	大 腸 菌 数	
AA	水道1級、水産1級、自然環境 保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級、水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級、工業用水1級、 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の計測 結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の計 測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲 げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生 育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上		別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	素濃 要 (COD)	溶酸 素 (DO)	存量 大群 陽菌 数 (油分等)	ンヘキ ン抽出 物等	
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	告示の付表10に掲げる方法	

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。  
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。  

$$COD(0.2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$
 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)  
 (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)  
 f :  $Na_2S_2O_3$  : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種、水浴、及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種、及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水、水生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
" 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
" 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 水生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13 に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

#### 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキシン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>5 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。</p>		

## 5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

### (1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

### (2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

### (3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路交通法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路をいう。  
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

## 6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

### 備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。